

第 2 回南さつま市議会定例会会議録（第 2 日目）

1. 開 会 日 時 平成22年 6月 7日（月）午前10時

1. 議 事 日 程 （第 2号）

○開 議

日程第 1	一般質問	通 告 順
-------	------	-------

- 1 相星 輝彦議員  
（砂の祭典の成果、新川集落災害防止策 等）
- 2 下野 認議員  
（市道、月形篠田線拡幅工事について 等）
- 3 南 敏子議員  
（親子20分読書・トイレ改修・油流出田んぼ 等）
- 4 室屋 正和議員  
（庁舎内の喫煙、市の決算における資産・負債 等）

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 会議に出席した議員（22名）

1 番議員	林 耕 二	2 番議員	古 木 健 一
3 番議員	室 屋 正 和	4 番議員	鳥 居 亮 幸
5 番議員	南 敏 子	6 番議員	上 村 研 一
7 番議員	山 下 美 岳	8 番議員	今 村 建 一 郎
9 番議員	石 井 博 美	10 番議員	石 原 哲 郎
11 番議員	柳 元 拓 夫	12 番議員	諏 訪 昌 一
13 番議員	貴 島 修	14 番議員	上 園 邦 丸
15 番議員	有 村 義 次	16 番議員	下 釜 清 和
17 番議員	清 水 春 男	18 番議員	田 元 和 美
19 番議員	相 星 輝 彦	20 番議員	下 野 認
21 番議員	若 松 正 伸	22 番議員	大 原 俊 博

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した事務局職員（4名）

事務局 長	田 中 茂 穂	議 事 係 長	高 倉 正 継
書 記	井 上 喜 詞	書 記	宮 内 雅 史

1. 法第 121条による会議に出席した説明員（20名）

市 長	本 坊 輝 雄	副 市 長	柴 田 達 朗
教 育 長	出 口 定 昭	総務企画部長	山 口 力 三
総務企画部参与 兼 企 画 課 長	本 坊 佳 彦	市民福祉部長	長 濱 一 盛
産業おこし部長	上 野 哲 郎	建 設 部 長	山 下 和 隆
教 育 部 長	染 川 勝 夫	総務企画部総務 課 長	中 山 秀 次
総務企画部秘書 広 報 課 長	松 原 哲 郎	総務企画部財政 課 長	前 畠 実
総務企画部税務 課 長	今 村 一 男	市民福祉部保健 課 長	末 永 茂
市民福祉部福祉 課 長	尾 場 瀬 仁	産 業 お こ し 部 農 林 水 産 課 長	永 田 洋 一 郎
産 業 お こ し 部 商 工 政 策 課 長	園 田 親 久	産 業 お こ し 部 観 光 交 流 課 長	成 田 清

建設部建設整備  
課 長

鮎川敏彦

教育部生涯学習  
課 長

小橋口 誠

△ 開 議 午前10時00分

○議長（大原俊博） ただ今から本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（大原俊博） 日程第1、一般質問を行います。発言通告者は12人であります。本日と6月10日及び6月11日の3日間に分けて行います。質問者、答弁者とも簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。通告順に発言を許可いたします。まず、相星輝彦議員の発言を許可します。

[相星輝彦議員 一般質問席] 午前10時00分

○19番議員（相星輝彦） おはようございます。市議会議員となりまして早いもので6か月が過ぎました。この間に責任の重さ、言葉の重さというものを感じております。

それでは、今回初めて質問をいたしますが、通告書に基づいて行っていきたいと思います。

まず、吹上浜砂の祭典のことですが、本年度も先月5月1日から5日まで5日間開催され、ゴールデンウィークの期間中としましては県内でも最大級のイベントとなっております。招待彫刻家の方々の素晴らしい砂像や、地元の企業・団体の方々、また市役所の職員の方々の協力で多くの砂像が制作され、大変素晴らしい物ばかりでございました。また、期間中様々なイベントなども行われ、5日間でこれまでの最高となる18万8,000人の来場者がありました。今年度の件に関しましては後ほど質問させていただきます。

まず、本坊市長になりまして初めて吹上浜砂の祭典が開催されました。市長も第1回目の開催から関わりがあったと思いますけれども、当初より市長はイベントの見直しということ言われておりました。この吹上浜砂の祭典というイベントをどのような位置付けで市長はお考えになっているのか伺いたします。

○市長（本坊輝雄） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。砂の祭典につきましては、地域の貴重な資源であります吹上浜のこの砂を、自然を活用しての地域おこしを実現したいという市民の熱い思いからスタートいたしましたイベントであります。私自身昭和62年のスタート当時から実行委員会の中心的な役割を担った社団法人加世田青年会議所のメンバーの一人として携わってきたわけですが、関係者の皆様の並み並みならぬ情熱と官民一体となった市民総ぐるみによる手作り運営があったからこそ今日まで発展的に開催できたものと考えております。人口4万人の南さつま市のような小さなまちでございませけれども、毎年10万人を超える、本年は18万8,000人お越しいただきましたが、そのような形のイベントとして開催をいたしていることは私どものこのまちの誇りでもあると受け止めております。現在では砂の祭典は鹿児島を代表するイベントとしてゴールデンウィークでは県内でも指折りの祭典として評価されているわけでありまして。毎年テレビや新聞等でも数多く報道されているわけでありまして、去る5月の22日に行われました大阪での関西ごしまファンデー、

3万 3,000人ほどお越しでありましたが、京セラドームのその会場内でも「南さつまの市長ですか」と。「吹上浜砂の祭典、すごいですねと。テレビで見ましたよ。」というような方々から何名もお声を掛けていただきました。そういう意味では地域の知名度アップにも大きく貢献いたしていると考えておりますし、本市の観光振興の推進力にもなっていると思っております。砂の祭典は、市民のまちづくりに対する意識の高揚や郷土愛を育てて人材の育成、ソフト面における人づくり、地域づくりにその効果は計り知れないものがあると考えております。今年は特に次の時代を担う子どもたちにふるさとの良さを実感していただくために砂の祭典を見学していただくための市内全校児童に入場パスポートを無料配布いたしましたところでありまして、今後とも21世紀にふさわしい魅力ある砂の祭典の実現を目指して参りたいと考えております。

- 19番議員（相星輝彦） 私自身も砂の祭典に関しましては、十七、八年前から私も加世田青年会議所の一員としまして砂像制作に参加したり、また当時実行委員会の方へも出向しまして総務部会とか、催事部、または副会長、広報宣伝部長という要職もさせていただきました。その時、多くの方々に出会えたこと。また、いろいろな経験を積まさせていただきましたことなど大変思いのあるイベントでございます。その砂の祭典もですね、先ほどから申し上げておりますとおり、本年度は18万 8,000人という多くの方が来場され、1日の来場者数も過去最高の人出だったと聞いております。天候にも恵まれたこともあったと思えますけれども、実行委員会としましてはこの期間中の総合的な成果というものをどのように総括されたのか。

また、4月20日に宮崎県で牛 3頭に口蹄疫に感染の疑いが確認されました。現在も宮崎県を中心にかなりの被害が出ておりますが、当時県内でもイベントの自粛などあったかと思えます。この口蹄疫の問題に関しましてどのような検討がされ、どのような対応策をとられたのかをお伺いします。

- 産業おこし部長（上野哲郎） お答えをさせていただきます。2010吹上浜砂の祭典につきましては、「世界遺産・文明を巡る旅～未来（あす）への伝言～」を砂像テーマにゴールデンウィークの5月1日から5日まで開催いたしました。先ほどお話もありましたけれども、期間中は晴天に恵まれますとともに、高速道路料金の休日特別割引や、お茶の間で人気のさかなクンの出演など相乗効果もございまして、先ほどから出ておりますが、県内外から18万 8,000人の来場者があり、精巧で芸術性の高い砂像群と会場を彩る約2万本の花々の美の共演や音と光のファンタジーなど多くの人々に大きな感動を与えたところがございます。

一方、砂の祭典の開幕を目前にした4月20日に宮崎県で口蹄疫が発生しました。その後ウイルスの感染が心配されました市内や近隣の畜産農家の方々から砂の祭典の中止の要請がなされました。その内容について、4月27日に実施推進本部役員会、そして4月28日に実行委員会臨時役員会を開催いたしまして、農家の皆様のお気持ちを十分に配慮しながら慎重に検討、協議を行う中で、県内外のイベントが中止されるなど対応に苦慮する状況でございましたけれども、

砂の祭典の開催意義やこれまで果たしてきました役割なども考慮に入れ、総合的に判断し、実施することを決定いたしました。実施するに当たりましては、会場入口や駐車場入口に消毒マットを設置いたしますとともに、会場周辺にあります畜舎周辺道路への一般車両の出入りや立入りを、看板等を設置し、規制いたしますとともに、徹底した口蹄疫対策と万全の態勢を講じ、砂の祭典の運営に臨んだところでございます。

- 19番議員（相星輝彦） 私ももうこれ18万以上の方が来られたということで大分県内外の方々からの認知も認められてきたんじゃないかなと思っております。その中で毎年これだけの方が来られるわけですので渋滞というのも大変な問題になっております。この期間中に本年度は何か所駐車場を準備し、その収容台数はどれくらいだったのかお伺いいたします。
- 産業おこし部長（上野哲郎） 駐車場の件でございますけれども、県立吹上浜海浜公園駐車場を含め臨時駐車場を6か所設けさせていただきました。収容台数は大体2,000台というふうに思っております。警備会社の警備員38名、それから市の職員49名の交通整理を配置し、車のスムーズな誘導と安全確保に努めたところでございます。いろいろ会場に着くまで時間がかかったというようなこと等の御意見等も伺っておりますけれども、おかげさまで期間中大きなトラブルや事故もなく終了できたというふうに思っております。
- 19番議員（相星輝彦） 私も地元が万世なものですから何度となくあの会場の周辺を車で通ったわけなんですけれども、やはり海浜公園に行く所の信号の所ですね、もういっぱいになったのか、万世中学校の方に流されそうになったお客様が、海浜公園の方に行きたいということでもちょっと警備の方とトラブルを、というほどじゃなかったんですけれども、というのをちょっと私も見掛けたものですからちょっと質問させていただきました。また、約2,000台ほどの駐車スペースということなんですけれども、あと市内の方から会場の方へとか、あと市外から南さつま市の会場の方へとかいうような臨時のバスとか、何かそういった公共機関を使ったようなのは行わなかったのかお聴きいたします。
- 産業おこし部長（上野哲郎） 公共交通機関につきましては、加世田のバスターミナルから会場まで約1時間置きに1本バスを、これは今年に限ったことではございませんけれども、バス会社に協議をいたしまして走らせているという状況でございます。
- 19番議員（相星輝彦） 今後、九州新幹線も開通ということで県外からの来場者も見込まれると思いますので、また鹿児島の方からの交通手段というのも今後考えていただけたらと思います。

続きまして、5日間通して様々なイベントやライブなどが行われました。その中で4日の日だったと思いますけれども、大縄跳び大会というのが開催されました。優勝賞金が20万円ということで25チームの参加があったと思いますけれども、その中に小中学生のチームも何チームか参加されておりました。自分が考えるに優勝賞金20万円という大会に子どもたちの参加というのはいかがなものかと思いました。子どもたちの参加が見込まれるのであれば、何かほかの

商品を準備するなり、また小学生の部、中学生の部、高校・一般の部というふうに分けての開催というのは考えられなかったのか。そういった部分で御質問いたしますけれども、この大縄跳び大会におきましてどのような話し合いが持たれてこのような募集の仕方、賞金になったのか。また、今申しあげましたとおり、年代別の開催というのは考えられなかったのかということと、また、別で行われております小中学生の砂像コンテスト、これが毎年ありますけれども、その優勝といいますか、大賞を取られたチームの子どもたちにどういった商品を差し上げているのかをお聴きいたします。

- 産業おこし部長（上野哲郎） バスの関係で鹿児島からもということでしたが、鹿児島の方から、ちょっと資料をここに持ちえておりませんが、鹿児島から加世田、そして会場へというバスも、毎日終わりが、開場が9時まででしたけれども、その後終わり次第バスを、9時15分でしたかね、鹿児島までのバスというのも出しておりますし、また鹿児島からこちらにおいでいただくバスも準備をさせていただいて御利用いただいているところでございます。

大縄跳びの関係でございまして、砂の祭典の関連イベントとして大縄跳び大会をしたところでございます。このイベントにつきましては今回の新規イベントとして吹上浜砂の祭典実行委員会の構成団体でございまして社団法人加世田青年会議所が主催運営したものでございます。加世田青年会議所は、先ほど話もありましたが、砂の祭典のスタート時点から実行委員会の中心団体として活躍をいただいているところでございます。今回の砂の祭典におきましては集客につながるイベントを開催したいというような申出がございまして開催に至ったところでございます。賞金額や大会ルールなど青年会議所で作成しました大会要綱案を実行委員会のイベント部会で検討、協議し、実施推進本部の承認を得て実施いたしました。賞金の額について様々な意見もございました。あるいは年代とか、その辺もございましたけれども、賞金の額につきましては、大会運営費を概ね1チーム7,000円の参加料で賄うこととし、参加要綱につながる賞金額として20万円を設定したところでございます。また、子ども大会も開催したらどうかというような議論等もございましたけれども、最終的には18歳未満のチームは引率者あるいは保護者要するとの条件を付して実施したところでございます。当日は市内外から25チームが参加し、出場者の家族や友人等も会場に駆け付け賑やかな雰囲気の中で大会が開催されたところでございます。主催しました加世田青年会議所では、今回の反省も踏まえ、来年に向けてより多くの参加者が楽しめるイベントにしたいとのことでございます。以上でございますが、小中学生の砂像大会につきましては、ちょっと商品がちよっと今、後でちよっとお答えさせていただきます。

- 19番議員（相星輝彦） やはりですね子どもがやはり対象となりますので、できましたら区分けしていただいて、子どもたちには図書券なり、商品券なり準備していただければいいんじゃないかなと思っております。また、来年度もですね子どもたちに喜ばれて、また幅広い多くの

年代の方々が参加されるようなイベントを計画していただければと思います。

また、来年度につきましては世界大会を計画しているとお聴きしておりますけれども、現段階で結構ですので、こういった計画がなされているのかをお伺いいたします。

- 市長（本坊輝雄） 来年度へ向けての計画ということではありますが、来年度へ向けての考え方、今後の課題ということを含めてのお答えでよろしいかと思っております。砂の祭典におきましては、やはりこれまでそれぞれ市民の参加、そして、また行政、また企業等のお力添えを市内外いただきながら、やはり市民総ぐるみ、そして、また南さつま市に縁のある皆様方のお力添えを借りておかげさまで支えられたきた。まさしく人と人、地域と地域がふれあう交流の中からこの祭典の運営がなされてきているところでございます。これまでも砂の祭典におきましては、市内15の団体・企業から延べ 1,000人、そして、また花の管理、オアシス、それからテントの中の清掃等々50を超える団体・企業から 2,000人の方々がスタッフ若しくはボランティア等で御参加をいただいているところでもあります。今回ですね新しい取組みといたしまして、やはりいろんな取組みがなされたわけでありまして、南さつま新鮮市場と名打って市内各地の農林水畜産物や特産物を展示販売する通しも設けまして市内の 5地域から地域おこしグループや企業や団体など 8団体も御出展いただきましたが、やはりこういう動きというのはやはり今後とても大切なことであると受け止めております。来年の開催であります、来年は、御案内のとおり、3月に九州新幹線が全線開業いたしますし、鹿児島博多間 1時間20分、そして大阪間 4時間、1時間に 1本ずつの大阪からの新幹線も入って参りますし、第28回全国都市緑化かごしまフェアにつきましては、3月18日から 5月22日まで吉野公園、そして、また、ふれあいスポーツランド等を中心にですね鹿児島市内、そして鹿児島県内の協賛会場等々で開催されるわけであります。私もこの機会はチャンスだと一つ思っております、これらのそれぞれの催しと連動して最大限の相乗効果を図りたいと、集客力を高めたいと思っております、その一つの創意工夫の一つといたしまして、開会前の口蹄疫とのいろいろと協議をいたす実行委員会の役員会におきまして来年度世界の彫刻のいわゆるサンドスカルプチャーの精鋭たちを集めてみたいということで、名称は別といたしまして、砂の彫刻の世界選手権大会をやりたいんだがということを提案させていただき、その点については御理解をいただいているところでもあります。しかしながら、砂の祭典の開催の場所、それから期間等につきましてもいろいろと再検討が求められているわけでございます。と申し上げますのは、現在のかせだドーム及びその周辺を中心とするメイン会場につきましては、メイン会場であるということが手狭であると、いわゆるマックスとしてあの会場に大体 6,000人程度入りますともうオーバーフローするというようなやはり場内の安全上の問題等もあるようでございます。そして、また交通渋滞等につきましても先ほど相星議員から御指摘のとおりでありまして、駐車場もそれなりの確保をいたしているわけではあります、大体 4,000台程度の確保はできているのではと思っておりますが、しかしながら、あのような渋滞でございます。そういうこと等の改

善も図らなけりゃならない。そして、また砂像制作に使用いたします砂であります、実は何回もあの場所で掘り返し使いということでございまして、砂の移動も簡単にままならない状況でありますし、また何回か使ううちにどうしても石が入ってくると、砂利が入ってくるというようなこと等もございまして、今回も海外から 3名ほどサンドスカルプチャーがお越しでありましたけれども、やはり大事な部分にその大きな塊が、石の塊があったというようなことで、途中から設計を変更しなきゃならないこと等もございました。そういうこと等に対しましてのやはり砂の確保をどうするかという課題もございまして。期間につきましても現在のゴールデンウィーク 5日間の開催となりますと、先ほど相星議員から新幹線、いわゆる中央駅からのアクセスをどうすることも考えていただきたいということでありましたが、新幹線含めて、また、先ほど祭典期間中訪れました全日空の旭川支店長のお話等もいただきますと、やはり飛行機のパックを商品化するにはこの 5日間だけでは大変苦しいところがエージェントとしてはあるというようなこと等もございまして。そういうこと等の御指摘もいただいておりますので、将来的なことも考えて今後総合的に検討が必要であろうと思っておりますので、まだ、実施本部でのまとめを今いたしている最中でありまして。各部会等で反省等をまとめている段階でありますので、それを積み上げて実施本部での協議、実行委員会での検討等々、そういうこと等をやっていきたいと思っておりますのでございまして、とりわけやはり、一つのイベントと呼ばれた吹上浜砂の祭典から、私は産業として位置付けて成熟した砂像を皆様方にお見せするビジネスとしての進化した吹上浜砂の祭典を今後展開していきたいと考えているところであります。

○産業おこし部長（上野哲郎） 小中学生の選手権大会の商品の関係でございまして、小中学生47団体が今年御参加いただきましたけれども、商品につきましては基本的には図書カードを基本としてございまして、そのあと、それ以外に商品協賛等でいただいておりますジュース等を差し上げてるという状況でございまして。

○19番議員（相星輝彦） 今お答えいただいた商品の件なんですけれども、やはり子どもさんですので、こういった図書カードなり、そういった部分でいいのではないかと思いますので、今後また御検討いただくようお願いいたします。

また、今、市長の方より世界大会について、また今後の砂の祭典についてお聴きしましたけれども、やはり今後来られる方の立場になってですね今後計画を進めていただけたらと思います。またこの件に関しましては、計画等とまより次第、随時お聴かせいただければと思います。また、今御説明がありましたとおり、世界大会を開催するとなれば、南さつま市のPRとなり、素晴らしいことだと思いますけれども、私は本坊市長がマニフェスト等で言われております市民目線という所で考えまして、もっと多くの市民の皆さんに砂にふれあう機会というものが計画できないかなと考えました。例えば、会場のスペース的なもの、今、市長からもありましたけれども、あるかと思いますが、小中学生の大会と同じようなルールで、近隣の企業・団体の方々、二、三名でいいかと思っておりますけれども、そういった方々に対して砂像コンテス

トを行うとか、あとかせだドーム、海浜地区を拠点といたしまして、金峰地区、笠沙地区、大浦地区、坊津地区でも一緒にですね砂像制作してイベントを行うといった分散型とか、そういったのも考えられるんじゃないかなと思っております。私みたいに、十数年砂像制作に関わっているんですけども、なかなかうまくならない者もいますけれども、その反面まだ才能のある方々が埋もれているかもしれません。こういった底辺の拡大みたいなこともですね今後考えていけないんじゃないかなと思いますけれども、実行委員会の方としましてはこの点に関しましてはどのようにお考えでしょうか。

- 市長（本坊輝雄） 市民の参加型であります。ただ今の相星議員の御意見等も今後参考にさせていただきたいと思っております。そして私は、砂とふれあうということも大切であります。あの砂の祭典ということを産業として位置付ける。先ほど南さつまの新鮮市場で 8 団体の方々がお店を開いたということですが、ある元気むらの地域におきましては毎日 100 円の品物をお店いっぱい並べて 5 日間フルに販売したと。もう売物がなくなったら、コサンダケずい取りけ行ったというように一生懸命地域の特産を売った元気むらもごさいます。これは参考にしながら、是非次の機会には、来年のこの 5 月祭典のころには多くの皆さん方が訪れるビジネスの場として、それぞれの元気むらにおいて栽培した物、かねてお店に並べる物等をですね、この日のために蓄えておいて、そしてここで大きなビジネスをやろうと、産業をやろうと、自分たちの活動の資金づくりをやろうと。そして、また一つの新しい一歩としてむらづくりの起爆剤にしようと、そういうようなやっぴりきっかけも必要ではないかと思っておりますので、やはり一歩も、二歩も、解釈の仕方であろうと思っております。まだまだどちらかといいますとおいしい部分は市外若しくは県外のお店屋さんが持って行っていかれているような気もいたしますので、まだまだ J A やそれぞれの団体との連携を深めながら新しい商品開発にも取り込んでいきたいと思っております。また何かとお気づきの点がございましたら、御提言等を賜りながら、先ほど申し上げましたまさしく地域の起爆剤となるような新しいやっぴり産業としての位置付けがなされるような砂の祭典を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は市長としての立場でもありますが、実行委員会という会長という立場もあろうかと思っておりますが、底辺の拡大等につきましても今後各部会での今年の反省を踏まえて来年度へ対してどういうことをやっていくかということ等を検討して参りたいと思っております。一つだけ私紹介いたしたいのはですね、実はメイン砂像を制作いたしましたスタッフはすべて南さつま市民であります。市の職員もおりますが、企業の方々もおります。そういう意味ではですね外からの皆さん方、お客さんにだけで砂像制作を行っていることではございませんので、確実にそれぞれの企業の皆さん方がこの二十数年培ってきたものをしっかりと積み上げてきた、積み上げてやはりそれなりの砂像を制作してきたと。やはり外国のスカulptチャーからも大変評価をいただく。よく、県外の皆さん方もですが、「地域の方々を作ったんですかと。特別な方々

が作ったんじゃないですか。」というようなことも言われておりますが、必ずやそうやって皆さん方技術力も上がってきておりますし、底辺に拡大についても今後より一層御参加、参加から参画いただく環境づくりに取り組んで参りたいと思っております。

- 19番議員（相星輝彦） やはり今後を考えますとやはりそういった後継者の育成というのも考えていかないといけないと思いました。私も本年砂像を見させていただきましたけど、皆さんやはり素晴らしい技術が培ってきているんじゃないかなと思っております。またこの時期だけではなくてですね、年間を通してまたこういった育成というのも考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。また今後ともこの件に関しましてもお願いしたいと思っております。

それでは、砂の祭典については終わらしていただきまして、続きまして新川集落の災害防止策について御質問いたします。市長のマニフェスト等による雨水対策につきましては、加世田の中心市街地を守るための雨水対策は大変良いことだと思います。しかし、まだ大事なことは万之瀬川の流末になります新川集落の災害防止策が先ではないかと考えます。新川公民館からサンセットブリッジ下の駐車場までの道路の海面側は3分の1までがあちらこちら陥没し、その度に修復しております。あの道路は集落の方々の生活道路であると同時に、サンセットブリッジや海浜公園、南薩少年自然の家を利用している方々が使う言わば観光の一端を担っている道路であります。これまで地元から溢水による災害防止策や道路の沈下防止対策など要望があったと思いますが、県にお願ひし進めること、市単独でできて進めることができるのではと思いません。これまでも市当局や県の関係者の方々も現地を数回見られたと思いますが、これまでなされたのは堤防の溢水防止対策や、先ほど申しました陥没した道路の修復などで、抜本的な改善や災害防止策はなされておられません。「いつになったら安心できる新川になるのだろう。」と地元の方々は嘆いておられます。今後、新川集落の災害防止についてどのように進めていかれるのかお伺ひいたします。

- 建設部長（山下和隆） お答え申し上げます。先月の5月31日に、相星議員の方へも御足労をいただき、地元住民、県議、南薩地域振興局、それから市役所職員ということで現地を具体的に検討をして、現状計画についてはただ今おっしゃったとおりでございます。新川地区の防災対策につきましては、県において防潮堤の設置をば実施して、市におきましては、言われますとおり、市道大崎新川線の路面の陥没等につきまして安全を確保するために随時維持補修をして参りました。しかしながら、現状では河川護岸の老朽化、これに伴います吸出し等によりまして路面の沈下、それから防潮堤の傾き、沈下などが発生しており、万之瀬川河川改修によりまして抜本的な改修が必要という認識を持っております。しかしながら、県としましては、万之瀬川河川改修計画には予算確保に限りがあること及びまずは上流域の流下能力不足断面部の改修が必要な花瀬地区、宮崎西地区、南さつま衛生センター付近の整備を順次進める計画としております。万之瀬川河川改修によりまして河川護岸の整備につきましては、相当の期間、それ

から莫大な費用ということをお要するという計画になっているようでございます。このような状況から市としては、河川護岸の応急的な整備を県に強く要望しながら、市道につきましては今後とも路面の陥没等で通行に支障を来すことがないように補修整備を行い安全の確保に努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

○19番議員（相星輝彦） 本坊市長におかれましても市議会議員のころ、また県議会議員としてもこの件に関しましては関わりがあり、御存じだと思いますけれども、市長はこの新川集落の災害対策についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○市長（本坊輝雄） ただ今、相星議員から市長の考え方はどうかということではありますが、技術的な部分については建設部長の方から答弁をいたしたとおりであります。私も長年県議会議員としても新川河口集落一帯の防災対策については誠意を持って取り組んできたつもりであります。御案内のとおり、大雨の時に大潮と重なるということございまして大変潮の上がってくる地域でございます。そういうこと等を考えながら、万之瀬川一体的な取組みをやっていかなければならないということ等もございします。それぞれ地域に住んでますと、やはり上流は上流、そして、またそれぞれの流域の皆さん方のいろんなこの災害に対しての御心配、そして1日も早くということ等もあるわけではありますが、これまでの県の計画は計画として進めつつ、進めつつ、やはり今できることの対策としての対応がこの先ほど建設部長の方から申し上げたとおりでありますので、そういうこと等ですべての計画を外してこちら側というわけにいかぬ部分もございします。そのことは御理解をいただきながら、やはり上流域からの整備がこれまでの計画に則って万之瀬川は改修計画が進んできておりますので、御理解いただきながら、やはり朝夕の中でのそういう御心配、そして、また災害がきた時に、よく私も、台風の時に牛が流れ着いた時があれば、そして堤防を溢水してきた時もありますが、そういうとき等も足も運んだ経緯がありますが、状況等は十分認識はいたしておりますが、そういうことで県の計画に基づきながら、市としてのできること最大限に、そして、また今の状況からどうしても新川の皆さん方を守っていかなきゃならないというのは、これはお互い共有できるお話であろうと思っておりますので、その点で今できることは何があるのかということ等はですね、県のお力をいただきながらの一定の対応はいたして参りたいと思っております。

○19番議員（相星輝彦） 私はですね新川の災害対策の計画なくして市街地の雨水対策はあり得ないと思えます。この二つの対策をセットで考えていただいて、今後しっかりと県と市とで一緒になって計画を立て実行していただきますように御要望申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原俊博） 次に、下野 認議員の発言を許可します。

[下野 認議員 一般質問席] 午前10時39分

○20番議員（下野 認） 私は発言通告書に基づいて5項目について質問をいたします。

まず初めにですね市道月形篠田線の拡幅工事についてですが、この路線につきましては、国

道 270号から老人福祉施設までの間既に改良は終わっておりますが、これから下山団地までの大体 600メートルについては未改良で、幅員が 2.5メートルしかなく、車の離合もできないと現状で、児童の通学路にもなっていると。また片側には 2.5メートルの大きな水路等もあり、非常に危険な状況であることから早急にですね改良はできないものか。私もこのことにつきましては平成17年の12月議会において一般質問をしたわけですが、その時にはその答弁では「今後検討をしたい。」ということだったんですが、その後どのようになっているかお伺いいたします。

○建設部長（山下和隆） 議員御指摘のとおりでございます。この市道月形篠田線につきましては平成17年12月議会におきまして議員より一般質問がなされており、「検討を行う。」ということで御答弁をさせていただいております。その間についてでございますが、市道月形篠田線につきましては、平成20年度に地権者によります用地寄附がございまして、下山団地前の 100メートル区間を拡幅改良工事をいたしましたけれども、圃場整備区域内の約 500メートルにつきましては幅員が約 3メートルで車両の離合が困難な状況にあると、こういう現状でございます。また当路線は小学校の通学路でもございまして、道路に平行している三面水路の危険性も議員御指摘のとおり懸念されております。17年の12月議会以降、同年の12月同月に道路現況調査も市職員で行ったところでございまして、この当該路線については待機場所若しくは全面改修それぞれ検討をしたところでございますけれども、それぞれの検討におきましてもやはり細かな問題が生じているということ等がございまして、現在まだ具体的に改良計画を行うというようなことまでは実現してないところでございます。

○20番議員（下野 認） この路線につきましては、4年前にはですね下山団地も 6戸数であったんですが、現在はもう18戸数と 3倍にも増えておりまして、児童数もここからは 6人と、その他集落から17人で計23人も利用しているということを学校からも説明を受けているところでございます。このような状況からですね考えた場合に、平成20年か、ごろにはその現地調査をしたけれども、もうその後してないというようなことですが、既に広域農道でもですね開通されて非常に交通量も多いというようなことですので、これらを考えたらもう一遍ですね調査ということはできないもんか。そして早急なですねその工事の着工ということを考えてほしいということでもう一遍調査をしてもらいたいんですが、その点についてお伺いします。

○建設部長（山下和隆） 私の答弁内容をもう全部言っていただきましたけれども、これ私は下山（さがやま）団地ということで認識をしているところですが、議員の方では下山（しもやま）、これどっち、下山（しもやま）、下山（さがやま）ですかね、それなら私の方が、この分についてはですね、今おっしゃいましたとおり、この下山団地の住宅数が、先ほど言いましたとおり、当時、17年当時 6戸から18戸に増えております。また児童、通学路として使用している児童数も 6人、それから集落から17人、これが23名となっている。このような実情と現況を受けてまして、更に下野議員さんもおっしゃいましたとおり、日置南部広域農道の開通に伴いまして

交通量の車両通行量も変化をしてきている現状にあると認識をしているところでございますので、これらを含め再度検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○20番議員（下野 認） このことにつきましてではですね、昨年の7月にですね田布施小学校のPTAの役員等におきましてもですね是非お願いしたいと、改良をお願いしたいということで教育委員会の方にも文書等も上げてやりたいということでしたが、その後、教育委員会の方でも検討されたもんかをお伺いします。

○教育長（出口定昭） その件につきましては、何か文書で来たかどうか、口頭であったかちょっと分かりませんが、認識してないところでございます。すいません。

○20番議員（下野 認） 私が先ほどから申し上げているように、23人もですね現在通学している関係でですね、単年度ではできないということであれば、複数年度にしてですね早急に着工をお願いしたいと、このように思っているところです。

次に入りたいと思います。2番目のですね境川の河川堤防嵩上工事についてですが、これにつきましては境川の河川堤防の上流から見て左岸の場所が境橋から下流から100メートルぐらいの所の松元橋の間の間ですが、この河川堤防につきましては平成20年の6月の大雨時にですね増水をして堤防から川の水が溢れるということで大きな土のう袋を乗してあって、その後2年が過ぎてもそのままだと。また雨季がくると、こういう時期になっておるんですが、その後、市として県と協議を何回ぐらいなされたもんかお伺いします。

○建設部長（山下和隆） この河川、2級河川境川につきましては、市としても21年度から県に対しまして県単河川等の防災事業によります堤防嵩上げの要望を行っておりますが、大型土のうによる応急処置のまま議員御指摘のとおり状況になっております。本年度につきましても引き続き県単事業の採択要望を強く行っているところでございます。

○20番議員（下野 認） この境川については既に河川改修が終わっているもんか。今ちょうど境橋から下流の方を見ればですね堤防が左岸の方が1メートルぐらい低いわけですが、あれらについてももう河川改修が終わればもうそのようなもんか。またこれらについてはですね早急に嵩上げをしなければ、右と左の堤防の高さが違うというような状況ですので、早急に嵩上げをしてもらいたいと。それとですね境橋の上流から下流にかけてですね大きな寄洲等もあるんですが、これらの寄洲がやっぱいこの川の流れに影響をしているもんか、していないもんか。それを除去すれば、これが解除されるもんか。それについてお伺いします。

○建設部長（山下和隆） 境川のこの計画が完了しているかということでございますけれども、「これにつきましては改修計画は現在のところ県としては持ってない。」というような回答でございました。それと寄洲の件でございますけれども、境橋の上下流にございます寄洲については、県、市ともに現地に立会い状況を確認しております。これについてはすぐできるという返答ではなかったところですが、「この堆積状況を確認しながら、この除去の時期を具体的に行っていきたい。」というような回答を得ているところでございます。ただいつやるという部分で

はございませんでしたので、市としてはなるべく早く、できれば梅雨前にということでございましたけれども、量的に少ない部分、ましては県単であるというような予算的な状況もあるというようなことでこうきれいな言葉で回答を得てないところでございます。それとこの寄洲が流量にこう影響するかどうかの判断ですけれども、基本的には河積の中に寄洲等があることによってこの流量、川の流れを阻害することにつきましてはもう常識論としてお分かりのことと思います。ただこの部分が、ある一部に寄洲ができています部分につきましては、さほどこの河川の流れに大きな支障は来さないというような認識をしているところでございます。

- 20番議員（下野 認） この境川のですね寄洲ですが、その寄洲につきましては、今境橋のあの付近やらその下流の方もありますので、除去する場合は一体的な除去をお願いしたいと、このように思っています。

次に入りたいと思います。3番目のですね市の生活保護受給状況についてですが、全国では職を失って生活保護家庭が急増をしていると、年間には20万人が増加していると、全国では180万人がその受給をしているんですが、本市の状況は前年度と比較してですねどのようになっているか。今このようなことを申し上げるのもですね、今こう新聞の記事等を見ればですね失業率等も5.1パーセント伸びているというような状況ですので、本市の状況はどのようになっているかお伺いします。

- 市民福祉部長（長濱一盛） 御指摘のとおり、全国での生活保護の受給状況は、景気低迷を受けまして昨年から毎月増え続け、昨年12月時点では130万7,000世帯181万1,000人余りに上り、過去最多となっており、前年同月比では14万7,000世帯20万4,000人余りが増加している。これが国の状況でございます。本市におきましては、景気低迷の状況にはあるものの、生活保護の状況についてはですね平成21年度末、今年の3月末で252世帯323名であります。昨年度と比べますと11世帯24名の増となっておりまして、世帯では4.6パーセントの増加となっております。ちなみに県全体ではですね世帯で8.5パーセントの増加となっております。以上です。

- 20番議員（下野 認） その11世帯24人ですか、この人たちは、この景気が悪くてですね職を失って保護を受けているもんか。それとも病気等で受けているものか。この内容はどのような人が受けているもんかをちょっとお伺いしたい。

- 市民福祉部長（長濱一盛） それぞれ受給の内容はいろいろと理由はあると思うんですけども、基本的にはもう生活困窮ということで、11世帯の方の状況はそういうことで御理解いただきたいと思います。ちなみに昨年のですねそういった失業の関係でどうなったかというような内容なんですけれども、基本的には昨年は大体9世帯19名の方が、自己都合による失業の方がですねそのうち6世帯15名で、事業主側の都合による方が3世帯4名というふうになっておりますので、増えた方についてはそういった失業の関係とかという今のも入るかと思っておりますけれども、基本的にはもう生活の困窮ということで、11世帯の先ほど申し上げた増加の分については区分についてはちょっと、後もってちょっと調査させていただきます。

- 20 番議員（下野 認） 現在24人が受給しているわけなんです、この生活保護を受給する場合ですね大体一人世帯の一人、夫婦世帯で子ども一人というような人で標準額でいくらかの支給額であるもんか。その点についてお伺いします。
- 市民福祉部長（長濱一盛） 生活保護の基準なんです、22年度の単身世帯のですね年齢別のですね生活扶助、区分に分けますといろいろと住宅扶助とかいろいろありますけれども、生活扶助の月額で申し上げますと、20歳から40歳までがですね 6万 8,630円です。それから41歳から59歳までが 6万 6,920円、60歳から69歳までが 6万 5,210円、70歳以上が 6万 2,130円となっておりますので、今申し上げた数字は生活扶助の基準額というふうに御理解ください。
- 20 番議員（下野 認） 今申し上げましたのはその扶助の関係ですけれども、その保護の中でですね言えば医療扶助とか、教育扶助とか、いろいろ保護法には 7法とかあるわけなんです、現在その医療扶助だけとか、教育扶助だけというような人もいると思うんですが、そのような人は何人ぐらいいるもんかお伺いします。
- 市民福祉部長（長濱一盛） 現在の時点の医療扶助、教育扶助につきましてはですね、医療扶助が 213世帯の 248人です。それから教育扶助はですね14世帯の24人です。医療扶助のみ受給されていらっしゃる方は24世帯の24人となっておりますが、教育扶助だけ受給されていらっしゃる、教育扶助のみという方はいらっしゃいません。
- 20 番議員（下野 認） この生活保護を受ける世帯は年々年々増えてきていると。既に合併してもう 4年余りなんです、逆にですね、保護を受けておったけれども、もう子どもも大きくなったと。そしてもう病氣も治ったということですね、4年間、4年以上なるんですが、生活保護をもう廃止された世帯、このような世帯がいくらかあるもんかをお伺いします。
- 市民福祉部長（長濱一盛） 合併後保護廃止となった方については 172名です。
- 20 番議員（下野 認） 廃止になった。それらについては、病氣が治ったとか、もう子どもが大きくなったとか、いろいろあると思うんですが、この 170人余りの人たちは、もう子どもから大きくなった関係で自分から廃止したいという気持ちでなったもんか。それとももういろいろ他の収入が増えてですね廃止になったもんか。その内容についてちょっとお伺いします。
- 市民福祉部長（長濱一盛） 172名の内訳なんですけれども、もう死亡された方が68名です。それと転出が33名、それから仕事に就かれた就労の方が31名となっております。あとその他が40名というふうになっているところです。
- 20 番議員（下野 認） 生活扶助されて国が補助して、また市の方でもこう補助して成り立っている生活保護でありますので、今後このような世帯が増えないようにまたお願いしたいと思います。

次に、4番目に入ります。いなほ館のですね60歳以上の無料券のですね利用状況についてですが、去年の4月から今年の3月までの間にですねもう既に終了したんですが、これらの対象者は何人あって、大体何人が利用されたもんかをお伺いします。

- 市長（本坊輝雄） 利用者数の数の問題等もあるわけですが、いなほ館全体のこととして私の方で答弁させていただきたいと思いますが、いなほ館の利用券につきましては、金峰地区の60歳以上の方々に健康の維持及び増進に寄与することを目的として温泉の利用券を平成21年の3月に利用期間は1年間として今年の3月末までの利用として交付をいたしました。対象者は3,322人で、交付者は3,134人となりまして、自治会を通じて返却された方々は188人です。その中で利用券はお一人に12枚つづりでお渡しいたしましたわけですが、3月末までの利用枚数につきましては9,962枚ということですので、やはり交付枚数の26.49パーセントと、交付枚数の26.49パーセントとなっているところでございます。
- 20番議員（下野 認） 26パーセントそこそこであるわけなんですけども、もう既に、本坊市長も11月の選挙から後既にもう6か月を過ぎているんですが、これから見ればですね、12月の段階で22パーセントぐらいと。それからあと3か月で26パーセントそこそこということですが、これらについてですね、当初はこう金峰地区民の健康増進ということであったんですけども、利用率がこのように低いという状況から見ればですね、健康増進じゃなくてですね、いなほ館増進と言っても仕方ないんじゃないかと、私はこのように考えるんですが、このような状況でですね自治会長とか、それから老人クラブ会長会とか、いろいろあったと思うんですが、この1年間においてですねもっとこう周知徹底が足らなかったんじゃないかというようなことも考えるんですが、市長はどのように考えているかお伺いします。
- 市長（本坊輝雄） 導入の時の経緯が私もよく分かりませんが、健康増進ということでこうやって交付されたということでありまして。御案内のとおり、交付金額は実際は3,134人の方々に1,353万8,880円いわゆる健康増進ということではいなほ館に支払われたわけですが、そのことがいなほ館の増進につながったのではないかというような御質問等、御意見等であるわけですが、周知につきましてはですね防災無線等で、行政無線等で周知をしたということは承っております。ただ導入の時の経緯がよく分かりませんが、やはり求められて行ったことだったんだろうかなということも感じるところでありまして、やはり市民のニーズというのはどういう受け止め方でこの事業がスタートしたかよく私も理解できないところでありますが、ただ一つだけ言えますことは結果として厳しい財政のいなほ館の経営に対しては経営支援になったと、それは素直に受け止めさせていただきます。
- 20番議員（下野 認） 「この利用状況についてですね防災無線等でやった。」と言うんですが、防災無線等でやったのは3月に入ってからのものであって、それ以前のことについてはですねほとんど周知徹底はされ、何も言ってないというのが現状であったので、このような結果になったんじゃないかと私は思うんです。今、市長がですねチラシ等ですね、何ですか、いなほ館あり方検討委員会というのを立ち上げたということで、このようなチラシももらっているんですが、既に新年度は始まってもう2か月を経過した、おるわけですが、このあり方検討委員会辺りでこのような問題が出なかったもんかをお伺いします。

○産業おこし部長（上野哲郎） いなほ館のあり方検討委員会、4月の30日に第1回を開催し、先日2回目を開催したところでございます。この入浴無料券についてのそういうお話は出ていないところでございます。

○20番議員（下野 認） このいなほ館あり方検討委員会ですが、これは何人ぐらいで構成されているもんか。またこの人たちは金峰地区民だけなもんか。その点についてお伺いします。

○産業おこし部長（上野哲郎） あり方検討委員会につきましては10人の委員で構成をしております。金峰地域の方については3人の委員が入っております。

○20番議員（下野 認） これらですね60歳以上こん入浴利用券ですが、今後やろうとすればですねやはりもっとですね周知徹底をはよからせんないかなということをお願いしまして次に入りたいと思います。

次は、5番目ですが、郷土芸能保存会の補助金についてですが、現在補助金を受けている団体数、また市が指定している団体数、合併して1市4町になって全部でいくらぐらいあって、指定されているのがいくらでいくらぐらい支給していると、その他の団体にはいくらしていくらぐらいの支給をしているということについてお伺いします。

○教育部長（染川勝夫） 現在補助金を受けている団体は54団体です。加盟している団体は64団体でございます。補助金につきましては南さつま市郷土芸能保存会連絡会が保存継承のための公開や練習等を行った団体を対象として交付しております。国、県、市の文化財に指定されている郷土芸能の保存団体は年間2万円、その他の団体は1万5,000円でございます。市の文化財指定を受けている郷土芸能の保存団体は4団体であり、金峰地域が2、笠沙と坊津地域がそれぞれ1でございます。なお、国や県の指定を受けている郷土芸能の保存団体は12団体あり、坊津地域が5、大浦地域が4、加世田地域が3となっております。以上です。

○20番議員（下野 認） 今、補助金につきましては、指定を受けている所が2万円、その他受けていない団体には1万円と、このようなことだったんですが、1万5,000円だった。こうした場合ですね、この額についてですね、金峰町がこの団体について、指定をされた団体については2万円はそのまま、もう30年以上もそのままであると。そうした場合ですね、この額は、ほかの日置市か、串木野、いろいろあると思うんですが、その団体と比較したことがあるもんか。ある場合はどのぐらいの差があるもんかをお伺いします。

○教育部長（染川勝夫） 補助金につきましては、合併前の旧金峰町では町指定の文化保存団体のみ交付されておりました。結果として30年間同額ということでございますが、合併後は南さつま市郷土芸能保存会連絡会の協議により郷土芸能の保存伝承を願い、指定されていない団体にも補助金が交付されております。見直しにつきましては南さつま市郷土芸能保存連絡会へお伝えしたいと考えております。他市の補助金の状況でございますが、枕崎市、指宿市は各団体に2万円、日置市が約2万8,000円でございます。南九州市では、各団体への補助ではなく、祭り等の出演団体のみに謝金を払っているところであります。以上です。

- 20番議員（下野 認） 指定を受けている所はいいんですが、指定をですね受けたいとする場合ですね、その指定を受けたいんですがと言った場合ですね、それらについてはやはり取扱いには教育委員会の方でしているもんか。どこでしているもんかをお伺いします。
- 教育部長（染川勝夫） 郷土芸能等を市指定の文化財にする場合には、市の文化財保護審議会に諮問し、指定されることとなります。
- 20番議員（下野 認） 文化財審議会にそんな審議をしてもらって、受けたい人があったら1団体でも増えてほしいというふうに思っております。先ほどからその額についてですね、先ほど私言ったんですが、市長もですねこれらについては選挙の時にもこれは継承せんないかんとというようなことであったので、これらの補助金についてはですね30年前の金額と今の金額と同額ではですね、やはり物価等も上がり、また太鼓、いろんなのを修理をすればですね非常に高いので、それらについてですねもうちょっと検討する余地はないもんか市長にお伺いします。
- 市長（本坊輝雄） 30年間、物価等も上がって、この補助金については検討する余地はないかということであります。郷土芸能につきましては、私もふるさとの太鼓踊りを十数年踊り継ぎ、そして、また、ふるさとの文化としていつも見守っていることもございますし、また市内全域にはたくさんのそれぞれの地域の先人たちから受け継いできたそれぞれの文化があるわけであります。確かに運営費におきましては、いろいろと厳しい財政状況の中で苦慮し、そして、また、いわゆる太鼓をはじめ、鉦をはじめ、用具の確保等に大変東奔西走いたしているということ等もお聴きしている伝統文化もありますれば、今度は踊りを受け継ぐ心の部分で後継者がいなくなったとか、いろいろと若い方々がこういうことに御理解がいただけなくなったとか、そういう部分でのやはりこの文化の伝承が途絶えているということ等もお聴きするわけであります。予算についてはできるだけあった方がいいことは相互にこれは感じるころであります。やはり特別に太鼓等や鉦等やそういう用具等の確保が必要な場合には、いろんな県内外の支援の制度等もありますし、そういうこと等を考慮しながら対応していかなければならないと思っております。一概に来年から何割アップしますよというような状況というのはどうか、今の段階では難しいのではないかと考えておりますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。相互に、先ほど申し上げましたように、それぞれのこの伝統文化を支えていくということはまず基本的には地域の皆さん方の思いであろうと思っておりますし、行政もできるだけ教育委員会としての応援をさせていただきたいと思っておりますが、そういう意味で御理解を、いわゆる保存をするためのいわゆる補助金等についての増額については御理解を賜りたいと思っております。
- 20番議員（下野 認） 今後ですね、金額がもう30年も同じようなことですので、よく検討されまして増額できるなら早めにお願ひしたいともちまして私の質問を終わります。
- 議長（大原俊博） 次に、南 敏子議員の発言を許可します。

[南 敏子議員 一般質問席] 午前11時17分

- 5番議員（南 敏子） 私は先に通告してありました7項目について質問いたします。1項目

ずついきたいと思います。

今年は国民が読書に親しむ年と指定され、国民読書年を決議されているが、認識と対応について伺います。子ども読書年が国会決議されたことは新しい時代をみんなが感じ始めたからだと思うのです。言葉が輝く時代を実現したいものだと思います。年齢や性別、職業等を超えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が劣化誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できないと思います。我々の人生をより豊かなものにするだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身につける上で欠くことのできないものです。教育長の認識と対応について伺います。

○教育長（出口定昭） お答えいたします。国民読書年につきましては、議員御指摘のとおり、深刻化する活字離れ、読書離れが危惧される昨今の状況を踏まえて、文字、活字によって伝えられてきた知的遺産を継承し、発展させるために国の決議により2010年を国民読書年として制定され、政・官・民協力の下で国を挙げ努力を重ねることが宣言されたところでございます。公共の図書館といたしましては、人々の人生を豊かにし、それぞれが持っている可能性を大きく伸ばしてくれる本を市民に届けるという大きな役割を担っております。本市といたしましては、4月に行われました子ども読書週間におきまして分館を含めたそれぞれの図書館で、ボランティア団体の協力の下、お話し会を開催し、絵本やパネルシアター等の読み聴かせを行っているところでもございます。今後もボランティア団体と一緒にしてお話し会やお話し宅急便の充実を図り、図書館祭り等を通じまして読書推進に努めるとともに、国民読書年につきましては市報や図書館だより等により広く市民へ周知することで読書への意識向上に努めて参りたいと考えているところでございます。

○5番議員（南 敏子） 非常に良いお答えをいただきました。

次に、今年、棕 鳩十先生が県立図書館長時代に提唱してから50周年を迎えるこの運動、親子20分読書運動の認識と対応について伺います。鹿児島県は読書先進県と呼んでいいと思います。家庭で子どもは本を音読し、親は静かに聴くという県発祥の運動は全国に広がりました。現在はネット社会となり、更に大量の情報を簡単に検索し、手に入れるようになりました。こんな時代だからこそむしろ考える力、生きる力の礎となる読書は子どもたちにとって不可欠の栄養素となると言えましょう。先日の新聞に地域おこしで元気のある申良町のやねだんの自治公民館長さんが講演で「様々な入口を発見させてくれるのが読書である。」とお話ししたことが掲載されておりました。そこで南さつま市の小・中、子どもたちへの認識と対応はどのように考えておるか伺います。

○教育長（出口定昭） 本市におきましては平成19年1月に南さつま市読書活動推進計画を策定いたし、その中で学校等における子どもの読書活動の推進はもとより、家庭、地域との連携による読書活動の推進を目指して親子20分読書運動の取組みを明記しております。この運動の推進に当たってこれまで学校や幼稚園、保育園等に対して読み聴かせや朝読み、夕読みの機会を

はじめとする親子読書の意義等について広報啓発を進めて参りました。特に夏休み期間中における読書への取組みや学校で設定する始業前の読書時間はもちろんのこと、読書週間等において家庭でも親子で読書に親しむ機会を増やし、多くの子どもたちが本に親しむことができるようにPTAや家庭教育学級等でも研修の機会を設定しているところでございます。また全国的に4月23日を子ども読書の日として重点活動を展開するとともに、本市におきましても毎月23日を子どもと一緒に読書の日として位置付けているところでございます。この事業では学校や公立図書館等において親子読書にふさわしい本の紹介や家庭における読書環境のあり方についての広報啓発に努めているところでございます。本市では以前より中央図書館並びに分館等で司書や読書ボランティアによる全市的な出前お話し会、お話し宅急便も実施しており、図書館祭りや公民館祭り等も活用して読書ボランティアの活動機会の提供を図っているところでございます。今後も更なる親子読書20分運動の充実を目指し、読書グループ会員の充実や親子読書会の新たな組織の設立、グループ相互の交流会等を積極的に支援して参りますとともに、学校やPTA、子ども会等への広報啓発にも努めて参りたいと考えているところでございます。

- 5番議員（南 敏子） 教育委員会として非常にいい取組みをされていることに感謝申し上げます。

次に、すべての学校の図書室の図書標準の冊数の実態を伺います。学校図書標準の小学校、中学校の冊数は満たっているのでしょうか。私が県で、19年ののですが、県の資料ももらいました。南さつま市では小中50パーセントに満たない状況ですが、現在の状況はどうなっていますか。

- 教育長（出口定昭） お答えいたします。学校の図書館の標準冊数は国の方で決まっております。学校図書館の図書の整備を図る際の目標として平成5年3月に文部科学省で設定し、学級数に応じて冊数が定めてございます。例えば、6学級の小学校では3,000冊、これが基礎でございまして、プラス520冊掛ける6学級マイナス2、ですから520掛ける4の計算式で標準冊数が5,080冊、3学級の中学校では4,800冊を基礎としまして、640掛ける学級数マイナス2、3学級でありますと640冊になります、640掛ける1でございまして、の計算式でやりますと標準冊数が5,440冊などと決まっております。この標準冊数に対しまして本市の各学校の学校図書館の蔵書数の充足率は、小学校の平均で103.5パーセント、中学校の平均で96.8パーセント、小中学校合わせた市の平均は101.3パーセントでございまして。お尋ねの中に全小学校・中学校ということでしたが、大変長くなりますので、併せて、先ほど申しましたように、小学校が103.5パーセント、中学校が平均96パーセントと申し上げましたが、先ほどの中で半分ほどというような数字につきましては別の方のデータではなかろうかというふうに思っております。以上でございます。

- 5番議員（南 敏子） 100パーセントに前後してですが、非常に喜ばしいことです。子どもたちに本読みの習慣をつけさせて南さつま市の子どもたちが読書好きになるよう取り組んでも

らいたいものです。また、学校の図書司書も、1校じゃなくて、掛持ちでしている司書補の人たちがおります。この人たちの待遇改善も考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか、1校ずつに図書司書補がいるように。

- 教育長（出口定昭） 昨年度、平成21年度まではレギュラーの司書あるいは司書補がそれなりの規模の学校には配置されておりましたが、今年度からすべて嘱託員というようなことをごさいます。一人は司書が市の職員が残っておりますけれども、嘱託員化しているということをごさいます。すべての学校ではごさいません。今後につきましては、おっしゃるとおり、検討をしてみたいというふうに思っておりますが、各学校では司書担当の、図書館教育担当の司書の免許を持っている教員もおりますので、そういう教員も活動させながらですねやっていきたいと。校長にいろいろ問い合わせましたところ、「特に支障はない。」という回答は得ているところでございます。
- 5番議員（南 敏子） じゃあ次 4番目、草原町運動広場の南側トイレと西側トイレの2か所を水洗トイレにする考えはないかを問います。草原町運動広場は、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等利用度の高い体育施設です。昨日もありましたが、消防の操法大会も、年1回ではありますが、広場の下であり、階段まで整備されまして非常にいいことでした。お母さんたちの声です。「サッカーやソフトボールは親が付き添っておりますので、怖い。」と言います。ボットンのトイレなんですよ。今は小学校も水洗トイレになっているもんですから、「怖いよね。」ってお母さんたちに言うそうです。19年でした。私がレクの森公園トイレの改修をお願いしましたら、利用状況等調査され、今では環境の良いトイレになり、その代わり汲排水料は高く付いているようです。体育施設のトイレを余り使わないからでしょう。是非この2か所水洗トイレに改修する考えはないかお伺いします。
- 教育部長（染川勝夫） 草原町運動広場は、議員がおっしゃるとおり、ソフトボール、グラウンドゴルフ、サッカー等、また隣接するレクの森公園では、マウンテンバイク、クロスカンントリーなどの大会、練習が行われ、年間を通して多数の皆さんに御利用いただいているところでございます。御指摘のトイレでございますが、レクの森公園は平成20年度水洗化されましたが、御指摘があります運動広場の2か所につきましては水洗化が図られておりません。衛生面の向上、利用者の分散化を図るため、今後、レクの森公園、草原町運動広場の管理を含めた水洗化の検討を進めて参りたいというふうに考えております。
- 5番議員（南 敏子） 次に、5番目、木花館のことについてです。木花館は今仮設により運営を続けておりますが、建設に着手する計画はどうなっていますか。工事期間はどのように考えておられるか伺います。旧金峰町時代は道の駅となり、全国版に載っておりますので、人の出入りは良く、経済効果も非常に良かったのです。11月にふるさと祭りが毎年行われます。それまでに完成できるのですかお伺いします。お盆の新米売りや県外への宅配がものすごく多いのです。工事期間をお伺いします。

○産業おこし部長（上野哲郎） お答えをさせていただきますが、木花館の新築につきましては、会社との協議、あるいは配置、平面等の調整に時間を要しましたことにより遅れている状況でございます。現在、業者が決定をし、建物の完成は10月の完成予定というふうになっております。ふるさと祭りといいますか、産業祭りに、これに間に合わせたいということで現在進んでいるところでございます。

○5番議員（南 敏子） 今は突貫工事で、そんな言葉は使わないかもしれませんが、とにかく1日でも早く完成を待っておりますから、監督責任者ですかね、着工に入りましたら毎日のように足を運んで指導してほんとに1日でも早く完成できることを望みます。

次にですね、6番目、いなほ館油流出の田んぼ購入後そのままですが、どのように活用するか考えます。2月9日以後、地域の市民の声ですが、「もう油流出はないよね。タンクもそのまま、草は生い茂り見苦しいですよ。」、県道で車の往来も激しいので、草払い等してもらえないのですか。どこが管理するのですか。

○産業おこし部長（上野哲郎） 昨年の4月に発生いたしましたいなほ館の水田への油流出につきましては、水田への油を含んだ湧水量をもう極力少なくするため、上部水田の耕作者の協力をいただいて用水を処理したところでございます。油流出が少量になったことから、流出した水田に分離槽を設置し処理しますとともに、下の方の田んぼ1,900平方メートルを土地開発公社により買収したところでございます。油の流出が完全に止まるというようなことについては、まだ私どもも自信を持っておりません。これは以前加世田の例でございましたけれども、約10年ぐらい続いたというようなこと等もございまして。現在ではこの梅雨時期、雨の多い時期、これらの状況を見ながらですね、そういうことで流出が見られなかった場合は次のステップを踏んでいきたいというふうに思っております。あと草払いにつきましては、今後草払いについて、草払いを行って参りたいというふうに思っております。

○5番議員（南 敏子） 梅雨時期を見た後ですねもう、期間を置いてからの後ですけど、あそこら辺の市民の声なんです、「吹上砂丘荘の場合、団地で利用した場合、グラウンドゴルフとセットになっていますよね。だから、いなほ館の運営面でもあの田んぼを整地してグラウンドゴルフ場でも造ってもらえたらいいのね。」っていう声があります。少し費用も掛かりますけど、花を植えても、面積は狭いし、四季折々、また管理者が大変だと思うんです。後の活用をどのように市長は考えておられますか。

○産業おこし部長（上野哲郎） 後の利用状況ということでございますが、まずは何はともあれ油が止まらないことには次のステップはないものというふうに思っております。これで油が完全に止まるということが確認といいますか、自信持てるようであれば次のステップを考えて参りたいと思っておりますが、今現在、油がもう出ないという保証もないわけでございますので、今は極力この油の処理、もう今ほとんど出ておりませんが、これらに全神経を集中して参りたいというふうに思っております。

○市長（本坊輝雄） ただ今油処理等については担当部長から答弁いたさせましたが、その後の活用方法についてであります。現在公社の方で買い取っているわけですが、今後、先ほど部長が答弁いたしましたように、油の流出の状況を見ながらですね、落ち着くのを待って、地元の皆様方の御意見等もお聴きしながら対応は考えていきたいと思っているところでございます。

○5番議員（南 敏子） 最後の質問ですけど、田んぼの地主よりですね水利費というのをば徴収をするんですよ。だから、市の人たちはあそこの地域の人たちとお話ししたんでしょうか。水田の利用者から水利費を1年にもらっているんですよ。だから、そのあそこの水利委員って言いますかね、水利委員と何かお話をしたんでしょうか。金峰町の高槻電器なんかはですねやっぱい工場、会社なんですけど、いくらか水利費を払っているんですよ。だから、その考えはどうなんでしょうか。

○産業おこし部長（上野哲郎） 水利費の関係でございすけども、本年度に、本年度と言いますかね、本年と言いますか、ちょっと会計年度よく分かりませんが、今現在の分につきましては前の地権者の方がお支払いいただいているというふうに聴いておるところでございす。市としては、来年度と言いますか、年度的には2月ぐらい、2月ぐらいに何かこう請求が来るといようなお話を伺っておりますので、それについては、現状は田んぼのままにございすので、お支払いをさしていただきたいというふうに思っております。

○5番議員（南 敏子） この水利費のことでは、ほんの近場のほら田んぼなんか作る人から私に聴かれたもんですから、それで「どうなっているか聴いてみてください。」ということだったので、来年からまたよく話し合ってお願ひいたします。

私の質問を以上で終わります。

○議長（大原俊博） 次に、室屋正和議員の発言を許可します。

[室屋正和議員 一般質問席] 午前11時38分

○3番議員（室屋正和） 期待されました鳩山内閣も8か月の短命ということで、菅内閣に替わるわけですけれども、ちょうど我が市も川野市政から本坊市政に替わりましてから半年余り経っているわけですけれども、その替わりまして引継事等もあったと思ひますけれども、このような点も含めましてですね発言通告書に基づきまして4点ほど質問をいたしたいと思ひます。市長をはじめ、担当職員の明快な答弁をお願いをいたします。

まず1点目の金峰町の教育委員会元職員の不適切な会計処理におけるその後の経緯ということでお聴きしたいと思ひます。旧金峰町教育委員会の職員が担当していました平成16年度地域子ども教室推進事業の使途不明金約305万円ということですが、会計検査院から指摘されまして、この事業について今年の1月28日に市長より議会側に説明があったわけです。その後3月議会の初日に、全協だったと思ひますけれども、教育長より市長が説明あったからその後の経緯、それから今後の対応等ちゅうことで説明があったわけですけれども、22年度もはや2か月

経過した現在、元職員と国との対応が、3月議会の冒頭の説明の後、その経緯はどのようになっているか説明をお願いいたします。

- 教育長（出口定昭） 2月の全員協議会後の経緯についてお答えいたします。まず 3月 2日付で当人からの「必ず完済するので、分割払いにしてほしい。」という教育長宛ての嘆願書が届きました。更に続けて 3月 8日付で市長宛ての嘆願書が届き、その内容としましては、分割返済を申し出るもので、また「体調不良により入院中」とも記載されてございました。これらの対応といたしまして市長名での通告書を 3月12日付の配達証明郵便で発送したところがございます。その通告内容としましては、本市が一時的に立替払いをすることに加えて、あくまで一括返済が条件であるとし、納付期限を平成22年 3月31日とすること及び期限内納付がなかった場合、直ちに刑事告発の手続をするということとございました。以上でございます。
- 3番議員（室屋正和） 今経緯がなされましたけれども、結局は現在 2か月経ったわけございまして、全然、払っているのか、払っていないのか、その付近は分かりませんが、その付近はどうなっているのか。今現在、分割払いとか、いろいろありますけれども、分割で払っているのか、払っていないのか。その付近ちょっとお願いいたします。
- 教育長（出口定昭） ただ今お尋ねの国への返済などについて申し上げますと、文部科学省から県を通した確定通知書に基づき本市が県を通じて国に返納する 383万 5,411円については、3月議会の補正予算に上程し、議決をいただきましたので、国への返済、返納金については平成22年 3月30日に返納を済ませたところとございます。その後当人に送付しました本市へ納付するための納付書に記載してございました納付期限の 4月13日まで当人に対し期限内の返納の催促を再三再四いたしました。その催促の度に、督促の度に当人はその場しのぎの言い訳を繰り返し、結果として期限が過ぎても納付の事実がございませんでした。それらを踏まえて通告どおりの刑事告発をするため、進めるため、弁護士に相談することとしまして、刑事告発の手続として対象事業の全容を把握、検証するために今努力をしているところとございます。
- 3番議員（室屋正和） 国の方には 383万 5,411円を支払ったと、こういう立替払いをしているわけですが、元は 305万足らずだったわけですが、78万程度ということは、それは別にまた延滞金が来たとか、そういうことで、その分は、 3月議会でも申しましたように、別な分から支払ったということで理解してよろしいですか。
- 教育長（出口定昭） 先ほど 383万 5,411円と申しましたが、そのうち延滞金が78万 8,121円とございまして、この延滞金がいくら付くかについては予想できませんでしたので、予備費の方から支出するというところとございましたので、それから支出をしております。
- 3番議員（室屋正和） 国の方には支払いはもうしたわけですが、当人とはまだ支払いはなされていないということのようですが、その時ですね、私も今回、一般会計の補正予算の第 1号にですね歳入もあつたんじゃないかと、こういうふうに思ってたわけですが、結局は歳入の方でもないわけですが、結局は歳入欠陥になるんじゃないかなあとい

うふうに自分ながら心配しているわけですがけれども、ちょうど 3月の教育長の説明の中でですね、市長から提示されたということで、「2月の 8日から 2月の10日の間に確約書を必ず取りなさい。」と、こういうふうに市長から申された。それから弁護士からは確約書に金額を明記した方がよいというようなことで確約書を取ったちゅうことですがけれども、その確約書にはですね保証人は付けなかったものか。その返済日も、返済も決まっていたでしょうけれども、その確約書じゃなくてですね、その公正証書なんです、その公正証書のですね話は出なかったものか。今、裁判の手續しかただろーと思えますけれども、公正証書については金銭の債務等が怠れば全然裁判にかけるわけでもないわけですから、もう適当に、裁判の判決なんか待たないで強制執行に入れるわけですがけれども、そういう公正証書等ですね市長からの話もなかったものか。弁護士からもなかったものか。その付近ちょっとお聴きします。

○教育長（出口定昭） 私的流用を認める確約書は弁護士の助言によりまして本年 2月 8日に鹿児島市内で当人から取っておりますが、確約書の書面に保証人の記載はしてないところでございます。保証人をどうのこうのという話はその時弁護士からはございませんでした。更に確約書については公正証書の手續はどうかということでございますが、このことにつきましてもやっておらないところでございます。本件につきましては、今後も弁護士に相談の上、刑事告発の手續を粛々と進めて参りたいと考えているところでございますが、先ほどの答弁の中に盛り込めばよかったんですが、新たなまた事実も出てきましてですね、どのようなことかと言いますと、対象刑事告発その他書類を整えるために再度ですね調査をしておりますそのようなさなかにですね、田布施地区公民館、旧金峰町中央公民館でございますが、2階の書庫から、4月22日でございますが、他の事業の書類も混在した多岐にわたる総額約 400万円の領収書の入った袋が見つかってございます。この領収書につきましては、領収書そのものの真偽及びどの対象事業として支出されたお金の領収書なのかまだ特定ができてないことがたくさんございまして、ただ今その精査中でもあるということをお理解いただきたいと思います。以上です。

○3番議員（室屋正和） 確約書ですから、ただ市長が確約したんでしょうけれども、ただ 1対1で確約するだけのことで、何ら法的に根拠はないわけですがけれども、そこでやっぱし私は公正証書を取るべきじゃなかったかなあと、こういうふうに思っているわけですね。ですから、さっき冒頭申しましたように、果たしてその延滞金まで含めて三百八十何万のいくら金でですね実際取れるのか、取れないのかですよ。心配するのはそこなんです。三百八十何万と申しますと大体、南さつま市の人口で割りますと大体、赤ちゃんからお年寄りまで大体 100円の金を、払う金になるわけですがけれども、それをほんなら 100円ずつ寄附してくださいというの、なかなかそういう気はないわけですよ。ですから、それを、三百八十何万を出すわけですから、その付近はちゃんとした手續等を踏んでですね取っていただきましたかなあと、こういうふうに思っております。そうした場合に今現在、当人、問題になっている元職員という方は今の連絡態勢というのはどのようになっているのかお尋ねします。

○教育長（出口定昭） 先ほど分割をお願いするというようなこと。それから再三の督促に関しましてはその場限りで逃げておったということですが、当人から、さかのぼりますと、4月19日に虚言を繰り返したお詫びのファックスが生涯学習宛てに届いております。その後につきましては携帯電話が不通となり、本人との接触がとれないという状況にありましてですね非常にこの困難を極めているところでございます。なお、保証書その他につきましてもですね、我々の感じとしましては本人と会ってほんとにこの確約書も取れるのかどうなのかというようなことございましてですね、保証人とか、確約書の公正証書の手続というところまでについてはですね思いが回らなかったというのが事実でございまして、御理解いただきたいというふうに思います。

○3番議員（室屋正和） この問題については二進三進もういかないような、もう連絡もとれないというような状況になっておりますけれども、その付近はもう徹底的に捜してですねいってもらいたいと。先ほどちょっと教育長の方からほかにもこういうのがあったというようなことを言われましたけれども、私もですね薄々ほかにもあったということは聴いたわけですが、平成17年の3月ぐらいまでですかね、勤務していたのが。その間いろいろ、金峰町時代ですから、今になってこういうふうにああだ、こうだちゅうのを聴くわけですね。一つ例を教えますけれども、この問題が発覚してからですね市長、私の関係するちょっと、関係すると言えおかしいですけれども、ちょっと婦人会の方々がちょうど、この担当が婦人会の関係もやっとなつたわけですね。それで小学校、中学校のPTAの方々がですね特別何とかちゅう募金があったらしいんです。それでちょうどその時に婦人会の方々がバスを借り切ってですね研修に行くバスの中でですね実はこういう小学校、中学校の方々の御婦人の方々が募金をやると。それで婦人会の皆さん方もどうでしょうかということでバスの中で募金を集めたいらしいんです。そうしたところが、それはもういいことだから募金しましょうということでバスの中で集めて、その当時の職員にやったわけですね。それで当時の婦人会長さんがある所でその書類を、冊子を見たら、どここの募金をやったいろんな名前が載ってたらしい。そうしたところがその金峰の婦人会の名前なかったと。あの時したのになかったと。それで恥をかいたという話なんですね。だから、そういうのも今考えれば、ああ、だったのかなあと、こういう思いなんですね。それと私の知ってる所で婦人会の方々のちょっと私も領収書を拝見して見ましたけれども、当人の名前が領収書があるんですね。そんなもんは今考えればやっぱしおかしんじゃないかなと。だから、婦人会の方々もどうも今考えればおかしいと、ああいうことだったということなんです。だから、そういう、鹿児島弁で言えばテゲテゲな人だったちゅうことなんです。ですから、今どこにいるか分からんような状況で逃げ回っているわけでしょう。ですから、いつ返済もできるか、できないか。分割もしてくれちゅう、もうその分割もままならんと、そういうような状況の中でこういうふうな状況になっていると。それで私もちょっと薄々話を聴いたもんですから今回この質問をしたわけですが、今でもまだ払ってな

い。三百八十何万の金をですね、さっき言うたように、やっぱし税金で払っているわけですから、もうこれは徹底してですね取ってもらわないとですね、それをこのまま放置しておきゃ、もうそれこそないがしろになってもう馬鹿を見るだけのことですから、金峰町時代の問題だとは申せ、もう今、市になったことですから、それはもう徹底してお願いしたいと。これは私が議員でお願いしたいちゅうことじゃないですけども、それはもう徹底して取っていただきたいと、こういうことを申しておきます。

○議長（大原俊博）　ここで休憩します。再開は13時といたします。

休憩　　午前 11時54分

再開　　午後 1時00分

○議長（大原俊博）　再開いたします。

○市民福祉部長（長濱一盛）　下野議員の生活保護の昨年度と比較しての11世帯の内訳ということで、後で調査するということでしたので、昨年、20年度と21年度の比較で11世帯が増えているということでしたが、この内容なんですけれども、廃止になった世帯が16世帯、それから新たに保護開始になったのが27世帯でございます。その差が11世帯ということで御理解ください。そのうち失業等で、先ほど答弁しましたとおり、新たに保護になった者の失業等でなった世帯が9世帯と、27世帯のうちですね。あとは、あとの18世帯については、世帯主の病気とか、預貯金等の減少とか、そういったものが大きな内容になっているようでございます。

○3番議員（室屋正和）　次に、2点目の庁舎内における勤務時間の喫煙についてちゅうことで、平成19年12月議会において勤務時間中の喫煙について節度ある時間を決める考えはないかと、こういうことを質問いたしております。その時のですね答弁がどのような答弁がなされたかまらずお聴きいたします。

○副市長（柴田達朗）　平成19年のこの12月議会の一般質問の中で勤務時間中におきます職員の喫煙のあり方について御指摘をいただいているところでございますが、その際の答弁についてでございます。近年受動喫煙による防止等に関する社会的な動向で喫煙所を設けるいわゆる分煙方式を本市もとっておりますが、その弊害として喫煙の頻度や、時間帯に関係なく、また長時間滞留をしている状況が見受けられるとの御指摘に対しまして、今後は勤務時間中であることを認識して節度ある態度で行動をするよう職員に指導をしていくこととお答えをしております。更に健康管理の面や喫煙時間の伸びることで仕事の遅滞にもつながることから議員からも当時いくつかの提案も受けたところでございます。これを受けまして今後は一定の時間で吸う習慣付けの必要性など、世の中の流れも踏まえ、少し時間はかかると思いますが、節度ある勤務習慣を付けるよう指導に努めていくことなどの答弁をいたしているところでございます。

○3番議員（室屋正和）　今、副市長が申されましたように、前副市長がですねそのように申しております。もう一つ付け加えますと、当時は時間もかかるけれども、もうそういう時期にき

ていると、こういうふうに、そういうきていると認識していると、こういうふうに述べております。そこでですねもう既に 2年半経っているわけですがけれども、現在ですねどのような指導を行い、改善というか、そういう策を行ったか。それから勤務時間内ですね、勤務時間内の喫煙が多いわけですがけれども、そのような禁煙についてですねどのように努めてきたか。それと今現在、職員ですね、全職員含めてですね大体何人ほどぐらいですね今たばこを吸っておられる方がいらっしゃるかお聴きいたします。

○副市長（柴田達朗） それでは、議員の御指摘があつてからのこの勤務時間中の喫煙対策についてのお尋ねでございます。これまで指導等や対策につきましては、部課長会におきまして勤務中の喫煙のあり方として勤務時間帯や滞留時間等、勤務時間であることを認識し、節度のある行動をとるように指導をしたところでございます。また市職員安全衛生委員会におきましても喫煙等のあり方など議論をされ、受動喫煙の防止や職員の健康管理の観点から意見等もあつて平成20年 8月 1日からすべての公用車の灰皿撤去、公用車の全面喫煙禁止を実施をしたところでございます。庁内や支所においても受動喫煙の防止を図るために職場内は禁煙として、出入口等やベランダ、屋外の一部を喫煙所としているところでございます。また、この本庁舎でこの喫煙場所として空気清浄機を設置をしておりましたが、平成20年度から撤去をいたしまして、現在ありますのは、1階の裏側の入口の所の2台と、それから議会の図書室の所にあると思ひますが、そのほかはすべて撤去をした。そういうことでございます。それから喫煙によりますこの健康面への影響は懸念をされることでございますが、喫煙者にとっては、気分をリフレッシュさせ、勤労意欲の効果などこれまでの生活習慣リズムもあつて一概に否定することは難しい問題であると考えております。こうした中で喫煙所におきます職員の勤務時間中の喫煙につきましては、公務への影響が生じないことを前提に最小限の範囲で認めているところでございます。一部の課等におきましては喫煙時間を10時、3時前後の2回と昼の休憩時間を職員のモラルとして取り決めて実行をされている所もありますが、現在でもこの喫煙の頻度、時間帯、滞留時間などが配慮が足らずに喫煙をしている実態があることは事実でございます。先の報道でもありましたとおり、この受動喫煙対策を協議しております厚生労働省の検討委員会から報告書で職場の全面禁煙化、喫煙室の義務付けも出されております。国内のこの自治体でも既に勤務時間中での喫煙禁止などの動きもございますので、このことも職員に自覚を促し、今後節度ある喫煙の行動をとるように意識付けを行って参りたいというふうに考えております。また職員のこの喫煙者数の状況でございますが、昨年度の職場健診の資料で調査をした結果で申し上げますが、喫煙者数は147人、これは572人中でございます。割合で25.7パーセントというふうになっているところでございます。

○3番議員（室屋正和） なかなか、市庁、本所に、支所に行ったりですね、見掛けるのが、朝来て仕事が8時半から始まってもう9時ごろはたばこを吸ってる。それから昼が12時が始まって1時に休んで、もう1時15分、1時半ごろはもうたばこを吸ってる。こういう方が結構皆さ

ん方も見られると思うんですね。これはもう実態なんです。そういうことがあったらおかしいんじゃないのち私は言いたいわけですけど、そこでですね、3月議会でも職員の勤務時間も改正されたわけですね。改正は、もう今までの8時間ちゅうのが、休息が30分あったわけですけども、これがなくなって勤務時間が7時間45分ということで休息なし、その休憩の時間が45分が60分になったということで、勤務時間が7時間45分ということで、そのうち休憩が1時間、そういうことなんですね。だから、たばこ時間ちゅうのは全然ないわけですけども、いろいろ健康の問題とか、環境の問題とか、それから業務のアップとか、それから市民サービスとか、いろいろ問題はあると思うんですね。そういうことを踏まえて今後そういうことをしていかないかんと、こういうふうに思っております。今、副市長も申しましたようにですね、是非ですねもう管内を全部禁止にするとか、それとたばこを吸われる方に10時なら10分間とか、3時に10分間とか、そういう時間をですね設けてやるべき、そういう時期に、さっきも言いましたように、もう時期にきているちゅうことでしたから、そういうふうにやるべきという思いをするんですけど、市長の方は思い同じでしょうけど、そのような決断はなされないものかお伺いいたします。

- 副市長（柴田達朗） 今、議員の方から4月から勤務時間も7時間45分ということで休憩時間が60分になったと。これまで休息時間もあったわけですが、これが4月からは確かになくなっているところがございます。仕事の時間がもう短くなるということから、先ほども申し上げましたが、この健康増進に関わるこの受動喫煙防止、これについては勤務時間中におけるこの喫煙対策、もうこれを検討をしていかなければならないそういった時期にきているということは十分認識をしているところがございます。ただ一方でこの節度を保った喫煙のこの嗜好や習慣は長年にわたりこの社会的に許容ないし黙認されてきた背景として、公務、民間を問わず、勤務時間中の喫煙についても社会通念上相当と認められる頻度や時間内であり、かつ職務遂行を具体的に阻害しない限り、職務専念義務を問われることはございませんでした。しかしながら、現在ではたばこの喫煙については、施設内のこの分煙や機内等で禁煙など規制等も掛けられておりますことから、本市におきましても段階的な対策を検討をし、先ほども申し上げましたけれども、その喫煙対策を考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。このようなことから御提案のございましたこの勤務時間内の全面喫煙禁止につきましては、少し検討を、研究をさしていただきまして、段階的な対策を検討をしたいというふうに考えております。まずは喫煙の頻度や時間帯が社会通念上認められる範囲を逸脱しないよう、職務に支障のないような工夫と指導を強化をして参りたいというふうに考えているところがございます。ただ先ほど答弁の中で厚労省のこの動きというのを申し上げましたが、その中でこういった官公署の中のこの全面禁煙というそういった動きも現にあるようでございますので、その辺の動きというものも十分見ながらですね対応というものはしていかなければならないというふうには思っております。それで3時ですとか、10時の決まった時間帯での喫煙の御提案もございま

したけれども、このことについてもですね検討させていただきますが、今、たばこにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、自分の場所じゃなくて、この分煙でございますので、1か所で今吸うような形をとっております。それで時間を決めてした場合に、そこに多くの人が集まってたばこを吸ったりした場合のですねまた外から見たそういったのはどうかなというのもございます。そういった面もありますので、総体的にこういった形がいいのか少し検討させていただきますというふうに考えております。

- 3番議員（室屋正和） 是非ですね検討していただいてですね、それを早いうちにですね決定していただきたいと。実はこの前ですね、行政調査で茨城県の牛久に行って参りました。ここはちょうど偶然、牛久に行って、このまちは禁煙をしている所なんですけれども、そこで私が3月議会でも申しましたように、窓口業務の調査で行ったわけなんですけれども、このまちはですね、私は窓口業務は我がまちは全国で最下位と、こういうふうに申しました。そしてこの牛久市はですね780市の中で11位のまちで、人口が7万7,000人、職員数はですね1,000人当たり5.97人、5.97人です。我がまちは14.48人という数字が表れているわけなんですけれども、これは平成19年現在です。それで労働コストがですね牛久市は1万8,871円、一人当たり、そうすると我がまちは4万785円ですね。当分、当然772位です、ランク的にもですね。こういう数字を比較してもですね窓口業務の生産性がいかにうちは高いかということは、そのたばこの禁煙のことも、喫煙のこともその調査の中で話をしました。それも当然あるということでした。それでその調査に行った時の対応してくれました課長さんでしたかね、その課長さんも「私もこういうことで禁煙になったからたばこはやめた。」ということでした。こういうことで生産高も非常に高いわけなんですけれども、ここの牛久もですねもう平成20年の7月から始めたそうです。最初はですね「自粛なさい。」と、こういうふうに言っとったですけれども、なかなか徹底されなかったということで、もう20年7月に禁煙に踏み切ったと、こういうことでした。「こういうことをしたおかげさまで市民サービスの効率アップとか、業務の効率アップが図られた。」ということも申し、言うたようなことでしたけれども、是非ですね、いいまちはいいまちなりにですね徹底しておるわけですから、是非我がまちは早い時期にですね、今、副市長が申しましたようにですね、その付近は検討して、早いうちに検討してやるべきじゃないかと、こういうことであちこちの自治体もやっておりますけれども、大阪府も、もうそれが敷地も含めて禁煙という大阪府も決めておりますよね。だから、そういうふうに今から広がっていくんじゃないかと思っております。そこは県内でも先取りした方がいいんじゃないかと思う。そうすると南さつま市も知名度も上がってくるんじゃないかなと思います。そういう面も、いい面も、たばこを吸う方には大変申し訳ないですけれども、税収のこともありますけれども、それは別として、いろいろな問題を含めてですねいいんじゃないかと思っております。是非早いうちに努めていただきたいと思っております。

続きまして3番目の自治会の再編及び地域元気づくり事業のソフト事業等について質問をい

たします。市長はですね選挙公約におきまして「限界集落から元気かい集落」と、こういうふうに掲げて、施政方針では「自治会再編について、自治会間の自主的な再編の促進に努め、地域元気づくり事業においては、地域の特性を活かした自主的・主体的なコミュニティ活動、環境整備、事業の促進を図る。」と、こういうふうに述べておるわけですが、3月議会にもですねちょっと再編の取組み等について私を含めて同僚議員からもちょっと指摘があったわけですが、市長はその中でですね嘱託員の報酬の件に触れておりました。そういう嘱託員の報酬の件も意味合いもですね含めて質問をいたしたいと思います。我が市は平成19年の12月に集落再編整備事業方針ということを発表したわけですが、また定めまして限界集落の再生を目指して自治会再編に取り組んでいるわけですが、自治会再編のですね合併というのはこれまでに何自治会ぐらいがあったものか。それと今現在の自治会数はいくらなのか。まずお願いします。

- 総務企画部参与（本坊佳彦） 17年の11月に合併しましてからですね自治会が再編した事例としましては、平成18年に加世田地域で中野上自治会と中野下自治会が再編して中野自治会となった事例があります。その1件だけでございますが、現在の自治会の数はですね、合併時が270自治会あったのが、現在ではその一つだけで269自治会という状況でございます。
- 3番議員（室屋正和） 昨年ですね21年度ですか、自治会の再編の推進ということで乗り出したわけですが、その時は過疎の問題とか、自主防災、伝統行事、コミュニティ、いろいろ停滞が危惧されるということで、自治会の課題解決ということで、再編について協議する場合は団体、1団体5万円の補助金として出しとったわけですが、今年は1団体5万円ということで、昨年の10団体の50万より、今年は25万円ということで昨年の半分程度の予算に減っているわけですが、昨年の実績も全然、昨年の実績は確か1団体ということだったようですが、それはそれでいいんですけど、こういうふうに5団体しか見てないということは再編への取組みの推進がですね逆に後退しているんじゃないかなと思うんですけど、何か行政側の積極性も全然見られないわけですが、その付近25万円、5団体に減らした理由というのは何でしょうか。
- 総務企画部参与（本坊佳彦） 今まで金峰の高橋地域の一つの事例だけでございました。今ですね今後の推移のある自治会というのをば見てみましたときに、大浦地域で1か所、加世田地域で1か所、金峰地域で2か所ございますけれども、1か所についてはもう1回交付済みということで、見込めるのが、近々見込めるのが3地域ぐらいが私どもが把握している中でありますので、そういうことからしてですね大体5地域ぐらいということで予算を組んだというところでございます。
- 3番議員（室屋正和） 今現在進行形のやつらが3自治会ぐらいということのようですが、なかなか、行政側の推進ちゅうのがなかなかちょっと見受けられないような気がしますけれども、南さつま市の合併以前270あって、現在269ということですが、隣の日置市で

すけれども、隣の日置市は今 5万、人口が 5万 2,000ぐらいあると思うんですけれども、合併時がですねもううちとほとんど同じですね、274自治会あったちゅうことなんですけれども、274自治会が、今年の 4月現在では 178自治会、約 100近く合併再編が進んでるんですね。それで進んだ理由はいろいろあると思いますけれども、我がまちのその合併再編が進まない理由というのは何が考えられるものか。理由を何が考えられるか。それとですね自治会数で最大の自治会数、最少の自治会数と併せてお願いいたします。

○総務企画部参与（本坊佳彦） 本市におきましては平成19年度に、議員申しましたとおり、自治会再編促進方針を定め、目指すべき自治会の姿や再編を進める基準等を示して市政説明会や自治公民館連絡協議会等を通じて周知を図り、自治会の自主的な再編の促進に取り組んできたところでございます。また再編に当たりましては、自治会合併補助金に加え、自治会再編推進委員会補助金の創設や相談窓口を設置するなど支援制度の充実に努めてきて参りましたけれども、自治会の再編はほとんど進んでいないというのが現状でございます。このように自治会の再編が進まない要因としましては、地域の歴史的な背景や住民感情の問題、自治会の財産や役員の問題など様々な要因があり再編が進まないものと考えております。また自治会長が行政嘱託員を兼ねている自治会においては行政嘱託員報酬の一部を自治会の運営費に充てている所や、戸数が少なく自治会としての機能が低下している自治会の取扱いなど市の行政嘱託員制度、自治会合併補助金及び行政区のあり方等も再編を阻害している要因の一つだと考えているところでございます。なお、本市で最も戸数が多い自治会は加世田地域上自治会の 318戸、最も少ない自治会は大浦地域小原自治会の 2戸でございます。

○3番議員（室屋正和） 今再編が進まない最大の理由というのはもうそうだろうと。私も各今までの自治会の歴史ですね、これがもうあるし、それから財産ですね、財産問題、それからその自治会の距離だと思っんです、距離。もう山間部に行けば特にこの問題、足がないわけですから、年寄りばかりですからですね、この問題。それから嘱託員の報酬の問題、いろんな要因が考えられるわけなんですけれども、冒頭申しましたように、市長も嘱託員の報酬のことを言っておりました。私も最大の原因もこういう嘱託員報酬にあるだろうとはもう思っております。それで嘱託員の報酬についてですね合併協議当時ですね今後合併協議はどのように進めていくか。どのような話がなされたのか。ちょっとお願いいたします。

○総務企画部長（山口力三） それでは、行政嘱託員の報酬についての御質問でございますので、私の方から御答弁させていただきたいと思っております。合併協議会におきます行政嘱託員の報酬額等の調整内容についてでございますが、平成17年度の報酬の額及び支払方法については合併前の各市町の取扱いによるものとして、平成18年度以降については次のとおり統一することで現在の報酬となっております。協議の内容といたしましては、各市、町の制度等が異なっていることから、それぞれの報酬額を参考にしているところでございます。まず報酬につきましては月額とし、額については戸数割と均等割の合算額とするもので、調整内容については次のとお

りでございます。戸数割につきましては、月額のうち最低額の旧坊津町の 150円から最高額の旧大浦町の 420円がございます。また旧金峰町の年額 3,400円、これは月額換算しますと 283円になりますが、これらを調整した中で旧加世田市の月額 365円を決定しているところでございます。また、均等割につきましては、月額のうち最低額の旧坊津町の 1万円から最高額であります旧加世田市と旧大浦町の 3万 900円までございます。これに旧金峰町の年額 6万 8,500円、月額換算で 5,708円になりますが、これらを調整しまして旧加世田市と旧大浦町の月額 3万 900円と決定したところでございます。また、報酬の支払方法等につきましては各行政嘱託員が指定した預金口座への振込みと、こういうことで合併協議で協議がなされているようでございます。

○3番議員（室屋正和） 協議の結果はこういうことで動いているわけですが、何せ、市長も申されましたとおりですね、3月議会で、県内の市の嘱託員の報酬という調査を見ましてもですね非常に我がまちはズバ抜けて高いわけですね。もう市長も認めていると思うんです。毎年 1億 7,000万台の嘱託員報酬と、こういうことで予算を計上しているわけですが、これがさっき申しましたような均等割が 3万 900円とか、1戸、それが 365円とか、こういうことで大体50戸数で毎月 5万ぐらいですかね、あると、こういう計算になっていくわけですが、そうした場合に私ども旧金峰で言えば旧金峰時代の約倍近く、嘱託員、自治会長の報酬はなっていると、こういうふうになっております。そこでですねさっき日置市の例を申しましたけれども、日置市の嘱託員報酬は年間五千いくらかですかね、確か五千七、八百万、自治会数はそういう数少なくなって今五千いくらかじゃないですか。そういう中でですね今、南さつま市は何しろズバ抜けて他市よりも多いと。だから、ここが検討せんないかんのじゃないかなあと、今後早いうちにですね、思うわけです。そういうことで市長はですねこの嘱託員報酬ということをしてですね、自治会の再編を進めるためにはどうしてもこれはまたちょっと検討せんないかんとおもうんですが、市長どうでしょう。3月にもちょっと意見を述べたようなことがありましたけれども、その付近もう 1回お願いいたします。

○市長（本坊輝雄） 3月議会におきましても自治会の再編問題に御質問があったわけでありまして。今回 5地区分の予算しかその合併補助金も準備してないじゃないかということでありましたが、ある意味ではこれまでの制度がこれほどしか、合併対象となるほどの地域しか、わずかな地域しかできないようなそういう背景があるということです、これまでの制度が。これまでの制度を見直しをしなければ集落の自治会の再編は非常に難しいということ等は私が 3月議会で答弁したとおりでありますし、皆さん方もそのことは十分御理解をいただいているとおもっております。そういう意味でこの新年度からは私どもは、積極的でないというよりも、現状を見極めながら、さあ、この22年度で今後の体制づくりをしなきゃならんと、その年が今現在であるということをもまず御理解いただきたいと思っております。自治会再編につきましては本当に、先ほど参与の方からもございましたように、歴史的なこととか、住民の感情とか、それぞれ自

治会の財産とか、役員のこととか、いろいろあるんですけども、やはり、大変申し上げにくいことでありますけれども、やはり行政嘱託員の報酬というのも一つの要因ではないかと思っております。本市の行政嘱託員の報酬については他市と比較して高額であるではないかというようなことであります。それぞれ行政嘱託員が、地域によっては行政協力員という呼び名もありましょうが、どういう仕事をなさるかということはそれぞれの市によっていろいろと、私も詳しくは調べておりませんので、この市はこういうことまでやります。この市はこういうことしかやりませんと。そこにはいろんなこと等あろうかと思えます。そういう詳細については調べてはおりませんが、ただ一つ私の手元にある資料によりますと、いわゆる人口一人当たりの当該行政経費、いわゆる行政嘱託員若しくは報酬を含めたその経費が人口一人当たりどれくらい掛かっているかというのを申し上げますと、南さつま市は、室屋議員御指摘のとおり、大変高額であります。総体的にも高額であります。南さつま市は今一人当たり4,483円掛かっております。ちなみに類似の南九州市、南九州市は2,896、2,896円です。それからいちき串木野市は1,652円、指宿市も1,560円、日置市は995円、出水市は1,039円、霧島市は891円、これが現在の状況であります。集落再編が、先ほど申し上げますように、誤解を招くとあいですが、その報酬だけで集落再編が進まないとは申し上げませんが、その一要因にもなっているのではないかと、そういう観点から見ますとやはり総合的に再編を進めるにはどうすればいいかということは総合的にやっぱり検討していかなければならないということでございまして、自治会再編に係るですねいわゆる庁内に見直しをする検討委員会を立ち上げてあります。既にスタートいたしております。大体庁内で5回程度協議をしながら、10月から11月までには方針を出したいと思っております。その間、自治会の代表の皆さん方の御意見等もいただきながら、一つのいわゆるお示しするものをみんなで練り上げていきたいと、そういう状況であります。大変御苦労いただいております、日ごろ各自治会をおまとめの皆さん方ありますので、大変私も敬意を表しておりますし、このお力なくして市政の推進はないと思っております。その中においてやはり持続可能なやはり財政運営、南さつま市を今後つくっていくかなければならないと、そういうことを考えましたときにはやはりここは御理解をいただかなければならないのではと思っておりますので、今後この検討委員会で十二分に協議をさして、検討をさしていただきたいと思えます。

- 3番議員（室屋正和） 是非ですね、今申されました検討委員会です。今年10月ぐらいまでには結果を出すということですから、是非、今申されましたようなですね合併しない要因があるわけですから、これらをですねちゃんと合併するような方向に持って行っていただいでですね、このこういう高額な嘱託員報酬ちゅうのもですね早急にやっばし見直しをして来年の予算編成にはですねこういうものをですねいっくらか活かして行っていただきたいと、こういうふうに思っております。

続きまして元気づくりでちょっと、もうこれはもうイエス、ノーで答えていただきたいわけ

ですけれども、地域元気づくり事業も全校区平成20年度から始まりまして活動しておるわけ  
ですけれども、今年の4月の新聞にですね活動掲載がされておりました。内容は主に田布施校区  
の設立までの苦労、それから高齢者の椿油の活動、それから元気づくりが役員だけでやって  
ると、こういうような活動のことが載って、補助金の問題、それから合併再編の難しさなどが載  
っております。そこで補助金の問題について質問しますけれども、平成20年度当時ですね、元  
気づくり委員会の設立時一律補助金30万円ということについてはですね、予算審議の中でもう非  
常に異論が出されたところでもあります。そういうことで30万と決定したわけですから、今  
年度も各校区ソフト事業ということは一応の50万になっておるわけですから、4月の新聞  
にも意見、要望があったのが、一律でなく、人口に応じて出してほしいと、こういうことが載  
っておったと思っております。そこで地域元気づくり事業のですね趣旨、目的にあるようですね、  
一部の方が参加をするんじゃないで、多くの方がまだ参加をすればもちろんいいわけですけれ  
ども、市民と行政の協働のまちづくり、元気で活気のあるまちづくりということですから、各  
校区大から中・小あるわけですけど、いろんな学校校区あるわけですから、このソフト事  
業の50万をですね、一律でなく、均等割、それから自治会のこの嘱託員の報酬じゃないですけれ  
ども、戸数割とか、こういうものにはできないものか。イエス、ノーで結構です。

- 市長（本坊輝雄） イエス、ノーでということでありましたけれども、日本語で答えたいと思  
います。元気づくりにつきましてはですねお気持ちはよく分かります。100世帯未満の地域  
から本当に数千世帯の地域までであろうかと思えます。市内に22地域があります。これをちょっ  
といろいろとお聴きしますと、各団体に振り分けている地域もあれば、地域全体でいろいろ協  
議しながら、こういうことに使うと、ああいうことに使うと。やはり今日のことよりも将来に  
わたってのいろんな考え方をお持ちで地域で考えを整理して計画を立てている地域もあれば、  
頭割りに団体で、はい、何会にいくら、何会にいくらと、そういう地域もあります。分かりや  
すく言うならば、前の議会で申しあげましたように、ある大会の参加賞がティッシュ1箱が2  
箱になったという地域もあります。どう活かすかは地域のやっぱり私は努力次第であろうと思  
っておりますが、もう一つ言いますれば、子どもたちの体づくりに言うならば、一つの元気むら  
の金を、喉が乾いたからといって、その時の喉の乾きのスポーツドリンクに使う地域もありま  
すれば、その子どもたちが力強い心と体をつくるための血や骨と肉となるようなやっぱりそう  
いうものに使うというそういう地域もあります。でありますので、そこはやはり市の職員を含  
めたサポーターと一緒にいろんなことをですねそれぞれの地域で考えていただきたいと思っ  
ております。そして確かに戸数とか、対象人員につきましては、多い所は多いなりの予算も必要  
かと思えますが、どうかそこは、小さな地域でも大きな祭りができる所もありますし、大きな  
地域でも小さな祭りしかできない所もあります。そういうことを考えますと、ふるさとを愛す  
る思いは、皆一人ひとり住んでる思いは一緒ではないかと思っておりますので、その思いをい  
くら結集できるかをですね地域の皆さんと一緒に考える。そのための50万円であろうと思っ

おりますので、お気持ちは十分分かりますが、どうか御理解をいただいて、よし、そいじゃこれを一つのステップにしながら自分たちの地域づくりの種をまこうというようなそういう将来に見通しの明るいですねそういう一つのソフト事業として活かされればと思っておりますので、どうか御理解賜りたいと思います。

- 3番議員（室屋正和） 50万円の、大、中、小の校区の十分分かるということでございますけれども、またそこは十分御理解ができない面もありますので、新聞に載っているとおりですね、その付近はまた検討の余地もあるだろうと、こういうふうに申しておきます。

続きまして最後の南さつま市の決算におけるバランスシートの資産の負債等について質問いたします。3月議会において財政健全化における数値目標を一応質しました。その時、副市長の方からですね目標に達成できる区分は公債費、基金、それから達成できない区分は地方債等の答弁と、地方債の答弁、厳しいということであります。経常収支比率で平成17年の105.3パーセントをピークに毎年こう100パーセント台をキープしているわけですけれども、平成20年度は県下最下位の100.3パーセントまで下がってきたわけですけれども、改善されたわけですけれども、まだ高い水準であります。それで平成21年度は97パーセント、平成22年度は94パーセント程度に改善できると、こういう見通しを立てたわけですけれども、どこの自治体、厳しいのはどこも同じような状態であります。当市もこれまで、私も前も申しましたように、今までは土砂降りの天気だったと、こういうふうに申しておりました。今はこういうふうに数値が明るくなってくれば曇り時々雨ぐらいの天気予報かなあと、こういうふうに思っております、いくらか明るさが見えておるわけですけれども、21年度決算につきましては今現在やっている途中であるわけですけれども、20年度決算においてですね財務諸表がこの前3月の定例会に配付されたわけですけれども、これを見ながらですね質問をいたしたいと思っております。この見る限りですね我がまちには、市民4万人弱の一人ひとりの資産あるいは負債、借金があるわけですけれども、どれだけの資産とか、負債が適正なのか私も分かりませんが、バランスシートの貸借対照表は企業会計手法の複式簿記でやっているわけですから決算の全体像も見えてくるわけですけれども、詳細に把握されまして行財政運営における一層の透明性が図られているわけです。そこで平成19年度、平成20年度ですね財務についてお聴きするわけですけれども、まずですね平成19年度決算と20年度決算においてですね市の総資産額、それと有形固定資産額、それから負債額、純資産額を億単位でお願いをいたします。

- 総務企画部長（山口力三） それでは、平成20年度末及び19年度末のバランスシート（貸借対照表）の各数値についてお答え申し上げます。初めに資産の部につきましては、平成20年度末の資産合計が942億円となっております。19年度末につきましては945億円でございます。そのうち有形固定資産につきましては、平成20年度末が881億円、平成19年度末が898億円となっております。次に、負債の部につきましては、平成20年度末の負債が381億円、平成19年度末が387億円となっております。このようなことから資産合計から負債合計を差し引きました純

資産額は、平成20年度末で 560億円、平成19年度で 557億円となっております。次に、昭和44年度以降の有形固定資産の。はい、以上です。

- 3番議員（室屋正和） 資料があっちこちありましてなかなか数字が合わないのが多いわけですが、次にですね有形固定資産額ですね平成19年度・20年度の今申しました 881億円、それから 898億円ということですが、44年度以降のですね取得価格の総額と減価償却の累計をお願いいたします。
- 総務企画部長（山口力三） それでは、昭和44年以降の有形固定資産の取得価格総額でございます。平成20年度末が 1,515億円、平成19年度末が 1,497億円となっております。また、減価償却の累計につきましては、平成20年度末が 633億円、平成19年度末が 598億円となっております。以上です。
- 3番議員（室屋正和） 今それぞれいろんな資産額を聴きましたけれども、すべてにおいてですね 1年間こういう資産を一人ひとりが持っているわけですが、今ですね、先ほどちょっとばらばらの答えと言いましたけれども、この平成19年度の、平成19年度ですねバランスシートの出し方をこういうふうに変えたと言えればこれまでなんですが、この平成19年度に配付された資料とですねなぜこんなに違うのか。それはですね私も分かつとるんです。皆さん方が言いたいのは、いや、こういう区分が違ったとか、これしかないと思うんですね。これが答えだろうと思うんです、私は。全然、しかし、私が、平成19年度の資料を配られているのは総資産額が 749億円ですよ。今回、部長が言われたのは 945億円、200億違うんです、200億。有形固定資産も「898億円」と言われましたけど、701億円、これも大体 197億違う。負債にしても50億違う。だから、純資産にしても 140億ぐらい違う。ということは、平成19年度に配られたこの計算書ちゅうのは何だったのかと、こういうふうに言いたいわけなんです。私はですね何でこんな違うのかというのを質したかったんです。これ私が今言うた19年度が正しければですね、1年間に、1年間の償却なんかですね有形固定資産額も 180億違うんですね、1年間に、これが19年度が正しければですよ。だから、1年間に何でこんなに 180億も違うのかと、ここを質したかったんです。それで今、部長が言いました 945億、総資産額がですね。去年よっかん 3億ぐらい、今年より 3億減っておるわけですが、この19年度の資料と今申された資料は何で違うのか。ここをちょっとお願いいたします。
- 総務企画部長（山口力三） まず数字の違いでございますが、その前に、3月に配付いたしました平成20年度南さつま市決算における財務諸表につきましては旧総務省モデルから総務省方式改訂モデルに変更したと、こういうことございまして、これが変更になったことを明記してなかった。これが原因によるものでございます。先ほど申し上げました数値につきましては、平成22年度に3月に配付しましたけれども、これらにつきましては平成18年5月及び平成19年10月に総務省が示しました総務省方式改訂モデルに基づき積算されたものでございます。一方、平成20年12月に配付いたしました平成19年度バランスシート、行政コストにつきましては、従

来から用いられていました総務省モデルに基づき積算したもので、総務省方式改訂モデルと総務省モデルの両方式の会計処理ルールが異なることからこのような額の違いが生じたということでございます。それぞれの金額を単純に比較することは困難であります。特に有形固定資産の額が197億円余りもの差が生じております。これらの要因としましては、道路、林道及び都市計画街路に関わる減価償却の耐用年数が15年から48年に延長されたことに伴い、対象となる有形固定資産の残存価格、いわゆる帳簿価格が大きく増加したもので、道路で約107億円、林道で約38億円、都市計画街路で約25億円、このような大きな増加要因というので総体で197億円増えたということでございます。

○3番議員（室屋正和）　　そういうですね結局貸借対照表の作成上の平成20年度版あるわけですけど、これが違ったとか、それから耐用年数が違って来たとか、こういうこっぴどあってもですね、私はですねこの資産、負債及びの純資産なんかのですねこの項目を見ますとですね、その分類ですよ、それほど変わってるような気はしないんですね。これ比較してもですよ19年度と20年度のですねこの資産、負債及び純資産分類について次のとおりであるちゅうことをですね、これを比較してもですねさほど変わってないんです。今、部長、20年度の3ページの所にですよ分類してあると思うんです。何が違うかと言いますとですね、有形固定資産は一番下の売却可能資産にこれを入れたと。投資等については回収不納見込額を入れたと。それから長期延滞債を入れたと。それから流動資産については回収不納なことが見込まれる金額と未収金に分類したと。固定資産については損失補償等の引当金を入れたと。流動資産については、未払金、翌年度支払予定退職金、諸引当金分類した。これだけの問題ですよ、違うのは。そんな何億ちゅう、何百億金が違うわけではないですよ。だってあれでしょう。資産も、資産も第1表から、生活インフラのこの7項目から、19年度は10項目あったのをまとめただけですよ、これは資産も。こんな変わるはずはないですよ。だから、さっき言いました、道路の分類が耐用年数が変わったということは言いましたけれども、私はこんな変わるはずはないと思う。それじゃあですね19年度のですねちょっと未収金について質問、資産の部のですね未収金について質問しますけれども、平成20年度は1億8,000万あったわけですね。1億8,000万あったんでしょう。それがですねあなたなんかのやり方言えば、3,228万ですけ、になってるわけでしょう。資産の部の貸借対照表の比較表を見てもらえれば一番下に未収金がありますよね。結局貸借対照表の貸方の方で、借方の方で下の未収金ありますよね。未収金は1億6,000万ですけ、平成20年度は、ですね。そうすると平成19年度は3,200万ですけ、そうすると平成19年度はバランスシートのこのやり方で1億4,500万あったんでしょう。1億4,500万あったんでしょう。これが何でこんな差が1億も出てくるの。この問題とですね、もう一つ言いましょ。退職手当引当金ですよ。

○議長（大原俊博）　　休憩いたします、暫時休憩。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時58分

○議長（大原俊博） 再開します。

○3番議員（室屋正和） 市長ですね、もう時間もないわけですがけれども、私なんかもらってる資料はこれしかないわけですね。ないわけです。ですから、そういうふうに総務省のやり方が違ったとか何とかと言うのであればですね、やっぱり19年度を作ったわけでしょう。19年度を作ったからこういう数字が出てきたわけでしょう。だから、私なんか配付されてる19年度の数值は違うわけですから、それはそれなりに配ってもらえればそういう疑問は持たないわけですよ。だから、私はこの20年度の3月に配付されたもんだから、一人ひとりの資産、我がまちの資産を比較してみたら200億違うから、何でこんなに違うのちゅう疑問が出てきたわけですよ。それと今、さっき部長にも言いましたけれども、私はそんなにですね、その分類を見ればですねそんなに変わるもんじゃないと思うんですね。だってそうでしょう。資産が900億ぐらいしかないのが200億も変わったらどうなるの。すごい額だと思いませんか。だから、もうそこはですねこういうやりとりしとってもしようはないですから、これは、さっきも言うように、市民一人ひとりの資産、借金持ってるわけですから、そこはちゃんとした数字をですね示してもらわないと、そのためにこういうふうに出すようになってるわけですから、正確は正確だろうと思うんですけれども、また違った計算方式が出てきたら、それはそれなりのやり方の数字を示してもらいたいと。せっかく、あんたなんかばっかい分かつとって何もならんわけですよ、私なんかは分かってないわけだから。だから、今なってこういうやり方が違った。総務省の19年度、20年度のやり方が違ったと言ってもですよ分からないわけですから、そういうことを申して私の質問を終わります。

○議長（大原俊博） ここでお諮りいたします。ただ今発言通告者12人中4人の質問が終わりました。申合せにより本日の一般質問は以上で留めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本日の一般質問は以上で留めることに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時00分